

平成29年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年12月13日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成29年12月13日 午後3時24分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	欠
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	子育て支援課長	大久保 敏郎
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	小池 和彦
	総務企画部長	辻 明弘	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長	中野 哲也	農林課長	横田 泰次
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松吾	環境下水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	水道課長	
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	徳永 丞
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	白石 伸之
	健康づくり課長	諸井 和広	代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

平成29年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年12月13日（水）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第7号 嬉野市おもてなし条例について
- 日程第2 発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について
- 日程第4 議案質疑
- 議案第66号 嬉野市うれしの茶交流館条例について
- 議案第67号 嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第68号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）
- 議案第74号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）
- 議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）
- 議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第78号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

- 議案第84号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理
事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第85号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第87号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第88号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第89号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用に
ついて
- 発議第7号 嬉野市おもてなし条例について
- 発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。

本日は織田菊男議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、12月11日の一般質問の際、山口要議員の質問に対する答弁の修正の申し出が
あっておりますので、これを許可いたします。健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

それでは、訂正の申し出をいたしたいと思います。

山口要議員の一般質問の際に、答弁の中で数値の訂正をお願いしたいと思います。

国民健康保険1人当たりの療養諸費の対県費の数値を「109.8%」というふうに申し上げ
たと思いますけれども、これはあくまでも概算の数値でございます。確定した数値は
「107.9%」というふうになります。1人当たりの嬉野市の費用額は45万9,165円、県平均が
42万5,710円という形になりますので、算出しますと「107.9%」というのが正しい数値で
ございます。訂正しておわび申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（田口好秋君）

それでは、戻ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

12月7日、議員発議として辻浩一議員外3名から、発議第7号 嬉野市おもてなし条例に
ついてが提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 発議第7号 嬉野市おもてなし条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

おはようございます。それでは、提案理由の説明を行います。

発議第7号 嬉野市おもてなし条例について。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

平成29年12月13日。

嬉野市議会田口好秋様。

提出者、嬉野市議会議員、辻浩一。

賛成者、芦塚典子、田中政司、川内聖二の3名でございます。

理由といたしまして、今後の嬉野市の発展には、活力に満ちた魅力あるまちの実現を目指し、交流人口の増加を図る必要があるため、「ひとにやさしいまちづくり」を進めている嬉野市として、おもてなしの心を育むまちづくりを市全体で推進する条例を制定する。

○議長（田口好秋君）

ちょっと辻議員。

○6番（辻 浩一君）続

すみません、訂正をいたします。

提出日を「12月13日」と申し上げました、「12月7日」でございます。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。（「まだまだ」と呼ぶ者あり）失礼しました。

○6番（辻 浩一君）続

それでは、条文に入ります前に趣旨の説明をしたいと思います。

現在、日本は人口減少という社会構造の変化によりさまざまな制度の見直しを迫られております。衝撃だったのは2014年、日本創成会議が発表した消滅可能性都市という言葉で、2040年までに全国896都市が消滅するのではないかとの公表がありました。現実地方都市では少子化が進み、また、その子どもたちも進学や就職により地元を離れ、そのまま就職をし、ふるさとに帰ってこないという状況が続いております。原因の一つとして雇用の場の確保ができていないことが挙げられ、各自治体とも雇用の創出に向けて奔走していますが、海外での人件費等の関係から工場など生産現場の日本回帰へなかなかつながっておりません。

そういった現状の中、政府としては海外からの誘客を中心として観光産業、基幹産業を育てていく方針でさまざまな施策を打ち出しているところであり、特に地方創生の鍵として、地域産業の体験等を取り込んで滞在型の観光DMOを推奨しているところでもあります。観光地において滞在型やリピーターを確保するためにはさまざまなメニューをそろえることも重要ですが、一番大切なことは人と人の触れ合いによる感動、つまりおもてなしの心が必要で

あると思います。古来より観光地として発展してきた嬉野市やおもてなしの気風は十分兼ね備えていると言えますが、「ひとにやさしいまちづくり」を推進する嬉野市において、訪れる方だけではなくここで暮らす私たちにとってもおもてなしの心を心がけることは大切なことだと思っております。

紆余曲折ありましたが、2つの委員会を経て最終的には有志議員での条例提出となりましたが、観光の町、ひとにやさしいまち嬉野にとって必要な条例であることを確信し提案申し上げます。

それでは、条文に入りたいと思います。

嬉野市おもてなし条例

私たちの住む嬉野市は、奈良時代から古き書に記されているように塩田川のほとりに田園が広がり、また、美肌の湯として名高い温泉が湧き、お茶、焼き物、お酒、農産物など全国に誇る特産物が産出されています。

江戸時代には、嬉野は長崎街道の宿場町としてにぎわい、また、塩田は全国各地との交易の場として栄え、たくさんの人、もの及び文化が行き交い、人と人とのふれあいの中で、先人たちにより地域色豊かな文化が育まれてきました。街道筋の温泉地として、また、川港としての商いを通して培われた真心の込められたおもてなしの心は、今も連綿と私たちに受け継がれています。

嬉野市を訪れる人に、おもてなしの心をもってまちの様々な魅力を伝え、その魅力にふれさせていただくために、私たち自らが地域の資源を認識し、かつ、それを活かしながら後世に伝承していく必要があります。

人とまちを思いやる、「ひとにやさしいまちづくり」を進めている私たちは、先人から受け継いだ財産である「おもてなしの心」で、魅力ある嬉野市の価値を更に高め、いつまでも暮らし続けたいと思えるまち、何度でも訪れたいと思えるまちを目指します。

私たちの住む嬉野市を、誇ることのできる輝けるまちにしていくことが私たちの願いであり、ここにその思いを込めてこの条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるおもてなしの基本理念を定めるとともに、市、議会及び市民等の役割を明らかにすることにより、おもてなしの心を育む地域づくりを協働して推進し、活力に満ちた魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「おもてなし」とは、全ての人に心地よく過ごしていただくために、来訪者を温かく受け入れ、親しみの心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいいます。

2 この条例において「市民等」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 おもてなしは、市、議会及び市民等が本市の歴史、文化、伝統、自然等に対する理解と関心を深め、郷土愛と誇りを持って推進します。

2 おもてなしは、市、議会及び市民等の協働で推進します。

3 おもてなしの推進に当たっては、市、議会及び市民等は、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が心地よい感動を得られるよう努めます。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、おもてなしに関する施策を講じ、これを総合的に実施します。

2 市は、おもてなしの視点から地域の資源を活かし、かつ、各産業との連携を図りながらまちづくりの施策を推進します。

3 市は、市民等によるおもてなしの推進のための自主的な取組の促進を図るため、市民等に対し、相互の連携の推進、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行います。

(議会の役割)

第5条 議会は、基本理念に基づき、おもてなしの心を育む地域づくりの発展のため、市民等の意思及び来訪者の意見を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めます。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、おもてなしのまちづくりの担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場でおもてなしに努めるものとします。

2 市民等は、基本理念に基づき、おもてなしに関する取組に協力するよう努めるものとします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第7号 嬉野市おもてなし条例については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号 嬉野市おもてなし条例については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、12月7日、議員発議として議会運営委員会、田中政司委員長から、発議第8号 嬉

野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

日程第2．発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中政司議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中政司君）

皆さんおはようございます。それでは、発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

標記のことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成29年12月7日提出。

嬉野市議会議長田口好秋様。

提出者は私、嬉野市議会議会運営委員会委員長、田中政司。

理由といたしまして、嬉野市議会議員定数条例における議員定数の変更に伴い、常任委員会委員の定数を定める必要があるためであります。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在の議員定数は18人でございますが、嬉野市議会議員定数条例に基づき、次の一般選挙から適用される定数は16人となります。それに伴いまして、現在の各常任委員会6人としている常任委員会の定数を改正するものでございます。

議案書5ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第2項中「、委員の定数」を削りまして、同項の表を改めるものです。

また、第2項の次に第3項として、「前項における常任委員の定数は5人又は6人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員の定数の合計は、嬉野市議会委員会議員定数条例（平成19年嬉野市条例第31号）に定める議員の定数と一致しなければならない。」という条文を加えるものです。

附則といたしまして、「この条例は、平成30年2月5日から施行する。」ことといたします。

以上、提案理由及び改正内容の説明を終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、12月7日、議員発議として、産業建設常任委員会、大島恒典委員長から、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書についてが提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

日程第3. 発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島恒典産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大島恒典君）

それでは、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書についてであります。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成29年12月7日提出。

嬉野市議会議長田口好秋様。

提出者は、産業建設常任委員会委員長、私、大島恒典でございます。

提案理由といたしまして、地域の暮らしを守り支える道路整備に必要な予算の長期安定的な確保のため、意見書を提出するとしております。

意見書（案）についてであります。

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書（案）

道路は、人々の暮らしや経済活動を支え、生活環境の向上に資する最も基礎的な社会資本であり、少子高齢化により人口減少が著しい地方では、まさに不可欠のものである。

また、災害時の避難や緊急搬送、防災機能の点でも、改めてその重要性が認識されているところである。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により補助率等のかさ上げがなされているが、この措置は平成29年度末までの時限措置となっている。

依然として都市部と地域間格差がある中で、活力ある地域づくりの促進のため、またどこに住んでいても安全・安心に暮らせる生活環境の実現のために、今後も道路整備の更なる充実を求め、下記の点について強く要望する。

記

1 地方が必要とする道路整備を早期に、そして長期安定的に実施できるよう必要な予算を確保すること。

2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

佐賀県嬉野市議会

提出先といたしまして、内閣総理大臣、衆参両議院議長、財務大臣、そして、国土交通大臣宛てであります。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定しておりますので、御注意ください。

それでは、議案第66号 嬉野市うれしの茶交流館条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。議案第66号 嬉野市うれしの茶交流館条例について質問をいたします。

通告書にも書いておりますけれども、第11条の(3)学校教育法第1条に規定する学校のうち小学校及び中学校が学校行事のために利用するときとあるわけなんです、この中で、市内、あるいは市外、こういう区別があるのか、また、高校における免除についてお伺いをいたしたいと思います。

それと、(5)の嬉野市社会教育団体及び嬉野市社会福祉団体がその団体の公益上必要な行事として利用するときというふうにあるわけですが、公益上必要な行事というものについてはどのような行事になるのか、まずその点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、11条第1項第3号について、市内、市外の区別があるのかということでございますけれども、市内、市外についての区別はありません。

それと、高校における免除についてということでございますけれども、高校につきましては、入館料の免除申請を提出いただきまして、お茶に関する行事や研究活動に関しましては、内容等を確認しましてその都度判断をしていきたいと考えております。

あと、第11条第1項第5号に関しては、公益上必要な行事とはどのようなものかということですが、まず、この団体は利益の追求を目的としない社会福祉や文化の向上を目指す目的で活動をする団体と考えております。主な行事といたしましては、文化祭や対象団体が主催するチャリティーのイベントなどということと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっとよくわからなかったんですが、まず、小学校及び中学校が学校行事のために利用するときというので、これ市内、市外の区別はないということだったんですね。それで、市内、市外の区別がないということなんですが、例えば、市外の学校からいわゆる体験的にそこに来て、茶染めの体験、あるいは何かをやりたいというときのその体験料ということと入館料というのがこうあるわけなんです、そこら辺のちょっと説明をお願いしたいというふうに思うんですね。学校行事で入館料は取らないけれども、体験料については取るということなのか、それとも、これは学校行事ということにして、例えば、じゃ、スポーツ何とか、そういう団体ですよ。学校ということではなくていわゆる社会教育の団体とか、そういった形での参加等においてはどういうふうな対応になるのか、まず、この2点お伺いをいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

まず、小学校、中学校につきましては、入館料について免除ができるということで考えています。体験料につきましては、免除の対象外ということで考えおります。

あと（「社会体育」と呼ぶ者あり）スポーツ団体等の参加ということでございますけれども、この中で、小学校、中学校の学校行事ということで記載しておりますので、学校行事でスポーツ団体が行われるということであれば免除の対象だと考えております。（「だから、学校行事じゃなくてということですよ。例えば、子どもクラブとかさ、学校行事じゃないわけでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

子どもの入館料につきましては、第5項で、嬉野市社会教育団体ということであつてい
ます。その中に嬉野市子ども会の連絡協議会という団体が入っておりますので、そのこと
につきましては、免除の対象になってくると考えています。（「だから、市外はと、おい先に
言うたとばってん」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

続けてどうぞ。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）続

すみません、嬉野市社会教育団体ということで、それについては市内の子どもさんに限ら
れておると思います。（「だから、さっきの質問は、私、市内、市外ば……ちょっと暫時休
憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

嬉野市社会教育団体ということであつておりますので、市外の活動につきましては、免
除の対象外ということで（「対象外ね」と呼ぶ者あり）はい。（「3回目かな」と呼ぶ者あ
り）

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

あともおんしゃるですよ。の方が質問されると思いますので、あれなんです、それで

は、市内、市外の小学校の学校行事、中学校の学校行事については全て免除だと、社会教育についても免除だということですよね。ただ、市外についてのいわゆる社会教育団体等については、免除はないということの今の答弁だったというふうに思います。

そういう中で、やはりここは嬉野市のお茶の歴史、あるいはこれからの普及とといいますか、いろんなそういった面で、やっぱり子どもたちに有効に利用をしていただかなければならない施設だというふうに思うわけですね。特に、それは市内は市内でそういうことだろうと思いますが、私からすれば、やはり市外の子どもたち等がそういう団体で来られる場合においては、やはり大いにそこに入っていて、自由にと言ったら語弊があるかわからん。そういう方に多数は来ていただいて、そして、うれしの茶の魅力等を体験していただくように持っていくべきだろうと思うんですよ。それについて、やはり市内と市外にそこで区別をつける理由というのが、私にしては若干疑問があるところなんですけど、これは入館料と体験料というのは分けてありますよね。じゃ、入館料ではなくて、例えば、体験をされる方については、そういった入館料は減免ということはないわけですよね。ですから、そこら辺のやはり例えば、市内、市外問わず体験をされるそういう団体の方については入館料免除みたいな条文というののもあってよかったんじゃないかなと思いますけど、そこら辺いかがですか。子どもたちとか、そういったことに関してですよ。そういった市外の子どもたちが、そこら辺でお茶の入れ方をする、あるいはそういったことで体験をするに関しては入館料というものを免除みたいな、そこら辺を条文の中に入れ込む必要があったんじゃないかなと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

この11条の中では、使用料のうち入館料を免除ということをやっております。ですので、社会教育団体等も含めてやはり嬉野市内ということをやっておりますので、入館料については市内の団体ということで考えていきたいと思っております。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次、12条に行ってください。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、11条を終わりました12条に行きます。

12条では、手数料ということで、市長は利用者のうち営利を目的とする活動を行うものから手数料を徴取することができる。前項の手数料の額はその都度、市長が定めるところによるというふうに条文になっているわけですが、このときに、いわゆるその手数料というものがどのようなときに発生をするのか、また、その都度というのが、毎回毎回、じゃ、その目的によって額が異なるのか、そこら辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

手数料につきましては、交流館で物品の販売をするときに発生するものと考えております。中身といたしましては、売店、あとその他臨時的な出店、あと喫茶ルームでの食事等を考えております。

以上です。（「要するに、だから、額についての基準」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

売店での物品につきまして、物品の品物によって額を一律で考えて——手数料も一律でない品物が一律でありませぬので、お茶とか、お菓子とか一律でありませぬので、その都度率を変えていく必要があると思いますので、その都度定めるということでしております。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっと意味のようわからんやっただとですけど、どのようなときに発生するのかという点については、いわゆる売店等でその物品の販売をしにその業者の方が入られる。そのときに手数料が発生をすると。そのときの、じゃ、販売のいろいろ品物があるから、そのときに応じて手数料は決定をするのですか。何かそれはですよ、私からするぎちょっと、じゃ、決まった額なのか、例えば、1日幾らとか、そういった形なのか、それとも、売り上げに応じてどうなのか、そこら辺ですよ、まず何というかな、そういう方を入れるということが可能なかどうかということもあろうかと思うんですが、そういう物品の販売をされる方がその場所に対して、物品の販売をされる方に対して、あの施設内の場所を提供するということが可能なかどうか、まず1点目が、そうなってくると。あそこの売店に入って民間の業者が入ってこられて、そこで売っていただくということがまず可能なかどうかというのを確認したいと思いますけれども、で、可能であるとすれば、じゃ、店舗料として1日幾らという決め方はなしで、売り上げに対して、じゃ、売り上げというそのレジはどこで把握をするのか、

そうなってくると。例えば、その方が自己申告、きょうは1万円売り上げましたので、幾らという計算になるのか、それとも、レジはある程度、例えば、こちらのほうでいわゆる交流館のほうで持って行って幾らの売り上げでしたというふうになるのか、そこら辺をまず、その2点について伺いをいたしたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

交流館の中で業者さんから物品を入れて販売するということはできると考えております。あとその物品につきましては、物品の売上高に対しての何%ということでもらうことにしています。その物品を販売するにつきましては、交流館の職員で販売をするようにしておりますので、その売り上げ等に関しては把握ができると考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういうことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それ手数料となるとかな、そいぎ。要するに、仕入れて売るということですよ。じゃないわけ。仕入れて売るということにはならんわけですかね。あくまでもそこで委託販売をしますよというふうな形になるということですね。その場所を提供して業者さんが売るのはなくて、あくまでもそこで委託販売をしますよと、その委託販売について手数料を取りますよということですね。じゃ、そのときのその手数料というのは、その都度その都度というのはおかしいんじゃないですかということですよ。やはり売り上げに対する何%とか、これはやっぱり決めておかないと、あの人には幾らでこの方には幾らでという、それはちょっと果たしてどうなのかなという気がいたしますけれども、そこら辺について附則、あるいはその後規則等でそこら辺まで決めていかれるのか、あるいは決めておられるのか、まだそこら辺は決めていないのか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、これを売るのがまず売店、それと喫茶ルーム、あと臨時的にいろいろな催し物をしてそこで販売をさせてくれということで行うときの物品も出てくると思います。また、大きなイベント等で交流館の屋外でも催し物をした場合にそのような物品の販売等も出てくると考えております。そのようなところでやはりいろいろなものが出てきた場合、イベント等ができた場合に、やはり売り上げパーセントについてはそこで協議していかなきゃならないと

考えておりますので、以上のことでしています。（「3回言うたかにゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

言いました。（「後の方にお任せをします」と呼ぶ者あり）いいですか。（「よかでしょう、次も」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○14番（田中政司君）

それでは、別表の10条、16条関係についてということで質問をいたします。

別表はつけてあるわけですね、第10条、16条関係、使用料、入館料、体験料、個人、団体、備考、先ほどの11条と若干絡むところもあるんですが、これね、入館料を取って体験をしていただいて、先ほども申し上げましたけれども、うれしの茶の魅力を発信するというふうな施設、似たような施設といたしまして福岡県の星野村等にはお茶のあれがあるわけですね。多分そこら辺も参考にはされたというふうには思うんですが、まず、この個人300円、大人の個人300円、団体200円、小・中学生150円、100円、団体20名ですね。淹れ方教室100円、茶染め1,200円、茶摘み600円、手揉み600円ということで今なっているわけなんです、星野村では入館料はただなんですよね、今。入館料は取らないで、体験料といたしましてこうあるわけですよ。そして、大体1人……抹茶で1人500円、ほうじ茶で1人500円というふうなことで体験をしていただいて飲んでいただくというふうなことでやっておられます。

まず、この根拠、この金額になした根拠というものをお聞きいたしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、設定の根拠ですけれども、入館料につきましては、まず、この施設の最低の来場者を2万人ということで設定をいたしております。それで、入館者が2万人の場合の収入支出の計画を立てまして、その維持管理費等々上がらないような形での収支決算を行って今入館料を大人300円ということで決定をしているところでございます。あと体験料につきましては、今現在、この体験につきましては、うれしの茶の研修施設で現在行っておりますけれども、研修室で行っているのが淹れ方教室が100円、あと茶摘みが1,000円、あと茶摘み体験が500円、手揉み500円ということでしております。これですね、今後交流館の体験につきましては、この料金で施設が新しくなることもあり、また経費も上がってくるということで20%のアップということで今この料金に設定をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

確かにこういう施設を維持していくためには必要な財源といたしますか、大事だとは思いますが、先ほども私申し上げましたように、うれしの茶の魅力を発信し体験をしていただいと、とにかくたくさんの方に来ていただいて、そして、そこでうれしの茶について学んでいただく、あるいは体験をしていただくというふうなことを考えれば、私は入館料というのは必要じゃなかったんじゃないかなという感じもするんですよ。だから、先ほどおっしゃられた運営上、要するに、その維持管理をしていくために入館料を取るとい、ただ単にそれだけのことでやはり入館料も取るというふうに考えられたのか。

仮に、一般質問で申し上げましたけれども、駐車場のほうにどういうふうなものを利用、あそこを使っていろんなイベント等を開催していく。そのときに、お金を払わんぎ、あそこには入られんというふうになれば、逆に外のイベントだけでなかなか入館もしていただけないという状況にならないとも限らないような気がするんですよ。そこら辺を含めたところで再度。やはりこれは将来的にもずっととっていくおつもりなのか、そこら辺をもう一回お聞きをいたしたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

やはりうれしの茶交流館というのは、うれしの茶の歴史の資料館ということで建設しております。今展示している歴史物に関してその価値に当たる分の、見ていただく分の入館料につきましては、適切にやはり入館料としていただくものだと考えております。

もう一つ、嬉野市内には志田焼の里という同類同士の博物館施設がございます。その分につきましても、やはり入館料につきましては、徴収をされておりますので、そこらあたりの整合性を考えて設置をいたしております。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

最後になりますけれども、非常にここの施設が今後のうれしの茶のいろんな情報発信等において有益な施設となるように、そういうお考えであるならば、やはり入ってよかったね、見てよかったね、うれしの茶の勉強になったね、それこそリピーター等が、あるいは口コミでさらに来ていただけるような、ぜひそういう充実した内容の交流館にしていきたいということだけは要望しておきたいと思います。どこにでもあるようなものをただ並べるだけのそういうもんじゃなくて、やはりそこだけにしかない、あるいはうれしの茶の歴史を本当に勉強できる、ぜひそういった充実した内容の交流館というものにしていただきたいという

ことだけ、最後要望だけはしておきます。答弁は要りません。

○議長（田口好秋君）

次に、梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

私は、入館料の部分だけですけれども、10条関係ですね、16条も含めてということになりますけれども、今市内の施設にはみゆき公園とか、それから、リバティとかありますけれども、そういった施設の利用料に関しては、逆に市内優遇でされていると、市外の方は3割増しということになっていると思いますけれども、今回、この施設、先ほど話がありましたように、市民に親しんでもらうといった意味では市内優遇ということで無料とは言いませんけれども、そういった市民にとっての優遇措置と、そういうことは考えられなかったのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

市民に対する優遇措置はできなかつたかということでございますけれども、まず、県内のある程度の類似施設の入館料等の優遇措置についてちょっと調べたところ、そういう施設で市民に対しての入館料を優遇しているところはございませんでした。ということで、市民に対して一律の使用料の優遇措置についてはできないものと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ちょっと私の認識不足かもしれませんけれども、例えば、佐世保市の動物園なんかは市民証というか、そういうのを見せれば優遇措置はあるんですよね。そういったことで対応しているところもあるので、今のちょっと発言でできないというのはちょっとよくわからなかつたんですけど。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

すみません、私が調べているものですね、唐津城とか曳山展示場とか、あとその他、佐賀市内について、ちょっと私の調べたところ、そういう優遇措置がなかつたということで今答弁をさせていただきました。（「最後ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、そういう優遇措置がなかったとかあったとかということじゃなくて、市民に対するそういう優遇措置という市民目線の利用率というのを検討されたのかどうか、今のあれでいけば、そういうのは検討していなかったということで理解していいということでしょうか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

一律に市民に対しての入館料の優遇措置ということは考えておりませんでしたけれども、あと市が主催、また協賛等をするイベント等につきましては、市民の方への入館料の優遇措置等を考えていければというふうには思っております。

○議長（田口好秋君）

次に行きます。

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、まず10条の分であります。入館料等々については、先ほど質問がありましたので、それは省きたいと思えますけれども、その中で、結局3番で、その全部または一部を還付することができるというふうになっております。このことについては、別に規則かなんか定めておられるのかどうかということを確認したいと思います。通常の場合ですとね、これは条文に書く場合には、規則に定める額によって還付をするというふうな条文というものが正常な形じゃないだろうかなという気がするわけですよ。そこら辺、まずお尋ねします。

それと、あとキャンプ場条例も、そのとき申し上げたいと思えますけれども、キャンプ場条例の中に損料、使用料が損料という科目に変わっているわけですね。ですから、そこら辺の、今回のいろんな規則の中にある中で、今回、キャンプ場条例が使用料が損料になった。損料というのは使用料も含むわけですよ。だから、今後の考え方というか、使用料でいくのか損料でいくのかということをお尋ね、それだけをまずお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

使用料の還付につきましては、規則により規定をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

条例の第19条のところ、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといふことで条文を加えています。この中で先ほどの分については規則で定めておるといふことで理解したいと思っています。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

通常こういう条例を出すときには、規則も当然定めながら持ってくるわけでしょう。規則は定めていますか、そのことは。規則入っていますね、ちゃんとそのことに関しては。

（「規則の中に還付について入っております」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長、答弁。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

施行規則の第6条の2にですね、条例第10条第3項ただし書きの規定により、市長が既納の使用料を還付することができるのは、次の各号に掲げる場合といふことで、還付する使用料の額は、当該号に定める額といふことで定めております。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、条文の書き方として、こういうふうな条文ではなくして、規則に定めることによつて還付することができるという条文にするのが本当じゃないですか。こういう第19条を使って説明するなんて論外ですよ。先ほど申しましたように、今までも研修施設においてはきちんとそういう文言でもって条文が定められているわけですよ。そういうこの条文をあえて第19条を使ってこじつけて説明するなんて、私には理解できない。まあ、規則に定めたら、これとりあえずもう引きます。

ああ、何か変なことに3回なってしまった。あと1回だけ質問できますか、すみません。ちょっと先ほどの答弁の中に何か行き違いのありましたので、1点だけ。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○17番（山口 要君）続

すみません、じゃ、料金体系の別表の中に、通常、今こういう施設においてはシルバー料金というのが各公共団体の中ではそういう流れが出てきております。公営公立の施設においては。そこら辺のことについては一切考えられなかったのかと、今後についてどうされるのかということだけを1点だけお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

シルバー料金については検討いたしておりませんでした。（「今後は」と呼ぶ者あり）今後についてですね、そのシルバー料金が市内多く利用されるということであれば、今後また検討して考えていきたいと思っております。（「次」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど田中議員の質問にもありました12条で、普通条例の中でその都度という文言というのはありますか。私初めてこういう条文の中でその都度というフアジーな表現ですよ。こういうのが表現としてあるのかどうかということと、これもひょっとしたら19条でまた言われて、規則の中で定めてあるかもしれませんけれども、当然ここについても、手数料の額は市長が規則によって定めるというふうな文言の条例文にすべきではなかったらうかと、これは規則で定めてありますか、その都度というのはもう全然、まさにその都度ですかね。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

料金については、規則で定めておりませんので、その都度といたしております。また、その都度というのは、類似施設の志田焼の里博物館の条例の中と整合性を合わせて、その都度ということで協議をすることで条文にうたっております。（「もう一遍、よく聞こえませんが、ちょっともう一回最初からおっしゃっていただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

わかりやすく説明をお願いします。（「わかりやすく、もう少し聞こえやすく」と呼ぶ者あり）

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）続

規則で定めておりませんので、その都度ということで表現をいたしております。

あと、類似施設の志田焼の里博物館、この分でも物品を販売しておりますけれども、その条文でもその都度協議して定めるということであってありますので、類似施設として一緒に表現をしているところでございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

志田焼の里は見過ごしたと思いますので、それは私のほうがそういうことを認めたいと思いますけれども、ただ、その都度という、こういう条文になりますと、担当者によって変わったり、その時々によって変わったりして、非常に不公平感を感じる場合があるわけなんです。だから、ある程度基本となるべきその数字と申しますか、その基本となるべき数字があって、それが多少その都度変わることはあっても、やっぱりベースとなるべきものはきちんと規則で定めておくべきであろうというふうに思いますけれども、今後そのことについては十分検討されますか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

やはり田中政司議員にも答弁いたしましたけれども、交流館の中、内部とか、あと臨時的な物品の販売とか、屋外での販売とか、そういうところでも発生してまいります。ですので、やはり今後、手数料につきましては規則で定めるように検討していきたいと考えます。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

別表はいいですか。（「別表は先ほど言いましたので」と呼ぶ者あり）もうよかですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案第67号 嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

議案第67号について質問をさせていただきます。

こちらの第1条に、嬉野市農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員という文言が出てまいりますけれども、こちらの業務内容と両委員の違いをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

農業委員会の機能につきましては、委員会として意思決定するという機能と現場活動ですね、嬉野市内における農地のパトロール等、現場活動というふうに大きく2つに分けられます。新しく法が改正されまして、農業委員に関しましては引き続き意思決定合議体としての活動をそのまま続けていただくと、もちろん現場活動についてこれを制限するものではありません。新設されました最適化推進委員につきましては、専ら現場活動のほうに専念していただくという業務内容が任務として与えられております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、農業委員の業務としては、最終的な意思決定と現場活動も含まれるということを確認をいたしました。それと、新設されました農地利用最適化推進委員というのは、現場活動を主ということですが、主な現場活動の内容をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

新しい制度が設けられましたのが、さきの一般質問等にもありましたけれども、担い手等の不足等があります。農地を守っていくためには集約、集積をしていかなきゃならないということで、現場に入って農業をなさっている方々の情報を仕入れながら、どういうふうな形で農地を守っていくか、そういうふうな活動をなさいますので、農地の貸し借り等に関して、どうしてももう自分では耕作できないから誰か借りて、もしくは買ってやってほしいとかという意見等をお聞きしながら、それをつないでいく等の現場活動をなさるのが最適化推進委員の任務ということで、すみません、質問の中に農業委員と推進委員の違い、これにつきましては、改正された法律の中で農業委員、今まで議会の推薦を受けまして農業委員になられた、推薦等で御協力をいただきましたけれども、今度公選法がなくなりまして、公募制度をとります。ということで、市長の任命というふうになります。条文でいきますと、農業委員会等に関する法律第8条第1項にその旨が規定されております。

推進委員につきましては、同法の第17条第1項に規定されておりますが、推進委員は農業委員会が委嘱すると、任命と委嘱、任命権者と、また委嘱をします農業委員会の違いがある

と、これが一番大きな違いであろうかと思えます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

農業法が改正になりまして、農業委員は市長の任命ということと、あと新設されます農地利用最適化推進委員は農業委員が（「委員会」と呼ぶ者あり）委員会が任命ということによろしいですかね。（「委嘱」と呼ぶ者あり）委嘱ですね、はい、すみません、委嘱ということですね。

では、推進委員の方が一月の間に現場とか、そういう活動というのはどれくらいとか決まっていますか。それとも活動の日数とか、そういうのは決まっているものなんですか。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

法令的に規定があるものではありませんが、嬉野市内の農地を守るために月にどれくらいの活動をしていただくべきか、現在、農業委員の皆さんが意思決定と同時に現場活動もなされています。それを踏まえて時間、これだけの活動をしていただくこうと、そういうことで、関連するのが報酬の金額の算定の際に、月に何時間の活動をやっていただくこうということで、それで農地を守っていけるのであれば、これだけの報酬を払おうというふうな計算は農業委員会の中で協議して考えてはありますけれども、これだけ仕事をしないとだめよというようなことはありません。頑張ってください方は、もう3日でも4日でも連続して同じ現場に入られていろいろ活動なさる方もいらっしゃるし、それぞれかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

じゃ次に、2条、3条の、こちらの中で、農業委員の定数は13人、推進委員の定数は20人とありますけれども、こちらの定数の根拠をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

これも、改正されました法律で基準が定められております。条文でいきますと、法第8条第2項の規定により政令、この法律の施行令第5条に定数の基準が定められておりまして、それに従うものです。

農業委員につきましては、上限19人というふうに基準が定められておりますので、先ほど

申し上げたように、行政委員会、執行機関としての合議体の機能を維持するためには19人欲しいところでありますけれども、法改正、制度改正の中で農業委員の数を減らし、現場活動に力を入れたいというふうな法の趣旨にもありましたので、協議された結果13人というふうなので新制度へ移行していきたいというふう意見がありまして、条例案、行政委員会であります農業委員会は条例の提案権を持ちませんので、市長部局のほうに協議して13人、農業委員会の意見を通していただきまして、今回提案させていただいているところです。

推進委員につきましても、同じく法第18条第2項の規定により、政令第8条に規定される基準、この定数が上限20名というふうになっています。やはり現場活動に力を入れようというふうな新制度ですので、現在23の地区に分かれております。これをできるだけベースとした形でやっていこうということで、上限20名を推進委員として配置していただきたいというふう提案させていただいたところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

農業委員を13名ということですが、現在は何名の方がいらっしゃいますかねということと、あと、推進委員の方の20名ということ、23地区があるということですが、なるべく公平に、どこの地区でも推進委員さんの方が満遍なく活動していただくためと思うんですが、推進委員の方のエリアとしても結構広いところとか小さいところとか地区でもあると思うんですが、そういった推進委員さんの方の割り当てとか、そういうのも決まるんですかね。そこをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

先ほどの説明で、言葉足らずになって申しわけございません。農業委員につきましては、市内全域を管理するという立場になられます。選任された後に担当すべき地域が農業委員会の中でそれぞれ決まられるかと思えます。

推進委員につきましては、法令にうたってありますけれども、100ヘクタール当たり1人というふうなことを基準として設置しようというふうにうたってありますので、先ほど23地区というのは現行の農業委員の皆さんが担当する23地区です。この条例を可決いただきましたら、20人ということで公募が始まるかと思えますけれども、その際には、地区割20に切りかえなくちゃなりません。先ほど申し上げた23というのは、そこから大きく変わらないように、農地というのは、やっぱり水であったりとか、いろんなことがありますので、その大きな変化をもたらさないために上限20名の配置をしていただきたいということで条例案を出さ

せていただいています。

あと、お尋ね、すみません。（「現在、農業委員が23名」と呼ぶ者あり）いえ、現行の農業委員は25名。行政委員会として毎月総会開いて頑張っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ありがとうございます。次に、附則のところですがけれども、こちらに、この条例が適用される時期及び各委員会の任期の方についてですね、任期がいつまででしょうかということのお尋ねをさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

今回の条例案を制定することによりまして、根拠になっていきますのが法の改正になっております。その法の改正に伴って、すぐさま施行されるべき条例もあります。今回のメインになっています農業委員、推進委員につきましては、附則のほうにうたっております3条、3項ですね、すみません、条ではなくて3項、4項、ここの条文を読んでいただけるとわかるかと思ひますがけれども、「なお従前の例により在任するものとする。」「最適化推進委員は、農業委員が在任する期間においては委嘱しない。」ということであらうたっておりますので、そこから新制度に移行する現在の農業委員の任期が来年7月19日になっております。スムーズに任命、委嘱等が行われれば7月20日から新制度に移行するということになりますので、その新制度にのっとり選任された委員の皆様方から適用される旨で規定しております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（田口好秋君）

増田議員。（「すみません」と呼ぶ者あり）農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

質問を忘れておりました。任期につきましては、農業委員につきましては3年、これも法にうたっております。第10条第1項、推進委員につきましては、同じく法の第20条第1項に、委嘱します農業委員会の委員の任期の満了する日まで在任するというふうになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、この条例が、附則のところにありますけれども、廃止とありますけれども、こ

の廃止について御説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（白石伸之君）

詳細説明ということで通告を受けておりますけれども、単刀直入にしかお答えできません。今審議していただいています条例を制定するために廃止するというところであります。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第69号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

宮田課長、先ほどはすみませんでした、きつい質問をいたしまして。あとは、もう最後になりますので、あんまり恨まれたくありませんので、さらっと質問をいきたいと思います。

このキャンプ場条例、まず総務課長にお尋ねしたいのは、損料と使用料の違いということについて、どのような考えを持っておられるのか。今回のキャンプ場条例で改正になった中において、第7条の第2項で、キャンプ場の器具及び用具の損料、これが「使用料」が「損料」に変わっております。そのことに対する考え方。そして、損料に変わりながら、別表の第7条関係においては、使用料はそのままとなっております。そこら辺のところはどうなっているのか。

それと、このキャンプ場で、第3条の1で、午後1時が午前11時というふうになった理由と、それから、第3条の2で、祝日が入った理由、それと、この使用料そのものが消費税を含むのか含まないのか、これが消費税を含むとするならば、当然備考欄において消費税を含むということを私は明記しなければならないというふうに思いますけれども、以上。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、使用料と損料の違いというお尋ねでございますけれども、使用料というものは地方自治法第225条の規定に基づきまして、行政財産の使用、または公の施設の利用に基づき使用料を徴収するものでございます。

また、損料というのは、自治法等規定ないと思いますが、ここに書いてありますように、器具や用具等の破損した場合の料金と考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、1点目の利用時間についてでございますけれども、今現在が休憩の時間と宿泊の時間のダブる部分がございます。その部分について、今まで、例えば先に休憩の予約があった場合に、その前日の宿泊の予約をお断りしているという状況が出てきておりましたので、今回その時間帯を区切って重ならないようにしたというところであります。

それと、次に、祝日の文言を追加したということについてでございますけれども、今まで市長が認めることということで、後のほうに条文がございますけれども、今ゴールデンウィーク等も開設をいたしております。また、そういう中で祝日も含んでいるということで、今回その文言を追加いたしまして改正をしたいというところであります。

それと、3点目の消費税を含むのかという件でございますけれども、これは消費税を含むものでございます。ただ、備考欄に表記をしていないことについてはおおびをしたいというところでございます。

以上でございます。（「もう一つ、損料としながら、そのまま使用料で」と呼ぶ者あり）

今回、7条2項の損料と変更したいということで提案をしている部分については、器具、用具の今まで使用料ということで規則で定めております。今回、料金改正ということで協議、あるいはぎょうせいさんのほうに打診をいたしました結果、地方自治法によれば、使用料というものは条例でうたわなければならないということでございまして、そういった中で、器具、用具の使用料については、軽微な、あるいは飯ごう、あるいはそういう軽微なものの料金でございますので、今までどおり規則で定めたいということで、文言を損料として規則で定めるということでございます。あと、施設の使用料については、今までどおり条例で定めて、別表のとおりとしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。使用料、損料の、地方自治法は別として、自治法でそれを調べたときには、使用料は損料に含まれるんですね。使用料ということの中では、損料というのは入ってこないんですよ。損料そのものの言葉によって使用料を含むと、先ほど総務課長の中には、器

具等の破損等に伴っていますけど、そうではなくして、損料というのは使用料も当然含んだ用語なんですよ。

そういうことは置いといて、今回少しだけ申し上げられましたけれども、あえて損料ということでされたのは、どこかお尋ねになって、こういうものは損料がいいんじゃないだろうかというふうなことで文言の今回の変更ということになったということに理解していいわけなんですかね。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、ぎょうせいさん等々にお尋ねをした結果、そういう文言に今回変更していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ちょっと、さっき聞き損なったんですけれども、消費税の分、備考欄についてはどのようにお答えになりましたかね。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

記載すべきところを記載していないというところでございます。申しわけございません。

（「後で入れられるんですね。そうですね。はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

もういいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第71号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第72号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用

及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第73号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第74号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくら一と」）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、第74号、指定管理者、湯っくら一とについての質問をいたします。

資料をいただいておりますので、これをもとに質問いたしますけれども、1日当たりの利用者人数が、この資料によると9.2名となっております。従前が5ないし6名ということで聞いておりましたんですけども、ふえております。この分の要因と申しましょうか、高齢化とか環境の有無もあるでしょうけれども、あと促進にどう努めておられるのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

湯っくら一とにつきましては、1日の利用者ということで、先ほど議員が御発言されましたけれども、28年度が平均で1日9.2名、その前年の27年度は1日当たり8.4名、今年度、途中ですけれども、今8カ月たっております。それで、今年度は1日平均9.8名ということになっております。

増加をした要因ということですが、これにつきましては、以前は5名とか6名とか非常に少なかったわけですが、市民の対象者の方に広く広報をいたしましたし、それから口コミで利用が進んだと。それともう一つ、湯っくら一とを知っていただくために介護予防教室等も開いておりましたので、その中で利用が図られたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

以前の議会で、今課長が答弁なさったように、低調というかな、5人、6人ということがありましたので、そういうことであるならば、民業圧迫につながってきて民間に委託したほ

うがいいんじゃないかという意見もあったんですけども、そういったことは今当然、その意見については検討されたのか、こういった形で対応しているからそのままでもいいとお考えなのか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

湯っくら一とにつきましては、要支援とか要介護にならない、そういう、ならないように介護予防をするための施設であります。つまり介護保険の対象である要介護認定を受けて、要支援、要介護にならない方が対象であります。その反面、民間の事業者といいますか、今嬉野で開設をされているところ、その開設していらっしゃる場所、デイサービスとか宅老所がございますけれども、それについては介護保険法で定める要支援とか要介護認定をされた方、そういった方を対象としておりますので、あくまでも介護予防の施設ということで民業圧迫、議員が発言された民業圧迫には当たらないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

そうですね。要介護、要支援にならない健康で高齢をお迎えになられるという形の施設じゃないかと理解しておりますんですけども、そういった中で、この資料で12名へふえた場合どんな問題があるのかという質問があっているんですけども、12名というのはどういったくりでの12名という一つの基準があるのか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

デイサービスセンターの湯っくら一については、平成12年から開設をしております。今、指定管理でお願いしておりますけれども、そのとき、つくったときに面積等を勘案して大体1日12名が定員だろうと、12名ぐらいが人数として適正であるということで定めております。

以上です。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

では、第75号、指定管理の志田焼の里博物館について質問をいたします。

いろんな指定管理があるわけでありませけれども、一般的に、例えば福祉関係とかスポーツ・文化関係とか、観光関係とかいう類があると思ひますけれども、この施設につきましては、基本的には観光施設と思ひているわけでありませ。そういった中で、今現在の運営状況、これにつきまして、いろんな活動はなさっておられるんではないけれども、今実態としまして、一つの営業活動としてはどうなさっておられるのか、そういった体制ができておられるのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

営業活動、営業体制ということでの御質疑と思ひますので、その点についてお答えをいたします。

まず、現在午前9時から午後5時まで、定休日水曜日ということで、年始年末を除いて営業をさせていただいておるところでございます。

この施設につきましては、営業といいますよりも、うれしの温泉観光課であったり観光協会であったり、そういったところでこの志田焼の里博物館の広報PRを今現在行っているところでございます。それ以外にも、例えば志田焼の里博物館さんホームページをおつくりになつておられますので、そちらのほうで広報等をされている状況でございます。

あと1点、現在、28年度に日本遺産に認定を受けたということで、日本遺産協議会の中でも志田焼の里博物館のPR等を行っていただいております。

こういった中で、今、観光面で活用させていただいております。もともと指定管理という部分では、民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減という意味合いで開いた部分もあつておられますけれども、議員御発言のように、今は観光面に活用させていただいているということもあつて、先ほど申したような広報PR等を行っていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

皆さん御承知のように、この施設は非常に珍しい、特異な施設でありますので、それをしっかりとPRしながらしていかないと、表から見てざっとしてという類いのものじゃないと、

私は理解しておるんです。そういった、もちろん説明はおられるんでしょうけどね。その手前での誘客につながるようなPRの仕方をぜひ御検討いただきたいと思うわけであります。

それと、先般有田焼の400年祭がありましたですね。ああいったときも有田の大外山の中で、吉田焼もそうでしょうけれども、この志田焼についても十分そういった分のPRする機会があったかと思えますけれども、そのときはこういった活動を集客につなげていかれましたか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

有田400年祭のときには、直接的な志田焼という部分でのPRはたしか行っていないと思います。ただ、陶磁器関係という大きな範囲の中では、やはり志田焼の里博物館についてもいろいろなところでPR等を行わさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、重ねてですけどね、やっぱり来ていただいたおもてなしも十分大事でしょうけれども、しっかりと外からのPRですね、これを誘客につながるような形で、特に周遊できるような形で、広範囲な周遊できるような形で、陶器の里というのは十分価値がありますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田口好秋君）

これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

7ページから17ページまでの歳入について質疑を行います。

初めに、12ページ、17款、寄附金、1項、寄附金、2目、総務費寄附金について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

ふるさと応援寄附金であります。もう年度末に入っておりますけれども、非常に順調にどうか、好調に展開をしております、大きく寄与しているわけであります。そういった中で、最終的な見込みと申しまししょうか、来年3月末ですけれども、今の推移からしてどのくらいまで見込んでおられるのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

本年度末の見込み額としましては、22億円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

22億円というのは、今現在の今回上がった分で、含めた分の22億円ということで、今答弁ということで、それじゃ理解いたしました。

あと、国が、総務省のほうで指導を各関係自治体にしておるんですけども、その返戻金の還元率の上限が設定されたわけでありまして、本市におきまして、これのこと、これちょっと次年度につながるかわかりませんが、わかりました。一応質問を出していましたが、その件は、それじゃ取り下げます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで17款1項2目、総務費寄附金についての質疑を終わります。

これで7ページから17ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、18ページから43ページまでの歳出についての質疑を行います。

初めに、歳出18ページの1款、議会費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出19ページから24ページまでの2款、総務費について質疑を行います。

初めに、19ページの1項、総務管理費、1目、一般管理費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

この24万円の詳細について御説明をいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

総務管理費の一般管理費、旅費でございますけれども、当初予算額を122万6,000円としておりました。それで、今現在の支出額が、これは市長等の旅費が内部的には多いんですけども、その支出額が112万円ほどになっております。それで、今のところ予算残が10万円ほどになっておりますので、今後まだ状況等や各会議等の出席についての旅費が必要ということで、あと24万円、上京旅費としてあと30万円ほど、それから協議会との協議等で4万円ほ

どを見込んでおりました、不足額ですね、24万円を補正するものとなっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

旅費が20万円で、会議費は4万円ということですね。という御説明ですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

会議等の出席の旅費が20万円ほどと、九州管内での協議等もありますので、そういったところで4万円ということで、合わせて24万円の不足ということで上げております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、同じく19ページの1項、総務管理費、5目、財産管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

財調はとりあえず取り下げます。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく19ページの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

19節の負担金、補助及び交付金について質問いたします。

今回、転入が12件となっておりますけれども、その12件の転入の総数、また、どこの地域から転入されてきたのか、この点と、また、平成20年に条例施行されておりますけれども、この20年から転入奨励金を使って転入された世帯数と総人数をお聞きしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

転入、今年度末転入見込み22件と見込んでおりますので、この22件の内訳を答弁したいと思います。

人数といたしましては76名です。県外から5件、それと県内から17件でございます。県外の5件につきましては、福岡県2件、あと鹿児島、福島、長崎が各1件でございます。県内

の17件につきましては、一番多いところが鹿島市から10件、それと武雄市2件、太良町2件、あとは唐津、白石、大町が各1件でございます。

それと、この転入奨励金につきましては、平成20年7月から施行しておりますけれども、これまで転入140件で、人数といたしましては428人の実績がっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

かなり効果があっているということだと思いますけれども、そして逆に、ちょっとここでわかるかどうかわかりませんが、総転入者、この条例を使わずに嬉野市に入ってきた転入者、また、この条例を使って、今話が平成20年から428人ということでもありますけれども、その比較等はされているのかどうか、わかれば、その比率等も教えていただきたいんですけれども、これを使って来た数と使わずに入ってきた転入者の数、そういった比率等を出されているのかどうか、もしわかれば教えていただきたいと思います。もしわからなければ後だって教えていただければ結構でございます。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

実際に転入者何名、それからその比率につきましては調べておりませんので、後ほど資料で提出したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

それではまず、定住促進奨励金からお尋ねをしたいと思います。

先ほど22件というふうな答弁がありましたけれども、それを確認したいと思います。

この中で、今回転入が12件で、持ち家6件ということになっておりますけれども、その転入の中における交付要件の該当、それぞれどれくらいなのかと。例えば、区画整理の地区、あるいはまた、進出企業の分とか、あるいは持ち家奨励によっては市内の新築住宅、あるいはそれぞれありますけれども、そこら辺のところはどういうふうな状況になっているのかということをお聞かせいただきたいということと、それと、このことが、今、梶原議員の質問からありましたけれども、最終的に140件、428人ということでもありますけれども、これが税に関してどれだけの効果があっているのかということ、これ税務収納課長でおわかりになり

ましたら、お答えをいただきたいと思いますが、それがわからなかったら、後で資料で、ああ、資料はもういいです、おりませんから。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

22件といいますのは、主要な事業の説明書の中で補正後の件数、トータルとしては22件というところで説明をさせていただきました。よろしいでしょうか。（発言する者あり）主要な事業の説明書の2ページに、左の下に補正後の今年度末の転入の見込み、これを22件としておりましたので、こちらのほうがわかりやすいんじゃないかなろうかと思って、転入22件の内訳を答弁したところでございます。

それと、加算の分でございますけれども、本年度から新婚さんの加算をつけておりましたけれども、この分につきましては、実績が6、それからこれからの見込みを1、合計7、それから保留地につきましては、残念ながら実績、見込みも、今のところ事前申請でも上がっておりません。ゼロ件でございます。それから、進出企業ですけれども、こちらについては実績が11月までで9件、それから、事前の申し込みについてはゼロ件でございます。

以上でございます。（「もう一つあれ、市内業者施工の7割以上と、3割の分」と呼ぶ者あり）

7割と3割の部分については、ちょっと今すぐにお答えできませんので、後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

すみません、恥ずかしいんですけども、このところの補正後の転入22件、持ち家の中で今回の負担金、補助及び交付金の中に置いている追加補正の分が奨励金が18件となっておりますよね。そこら辺どう見たらいいんですかね。

それと、これが企業進出による転入奨励金があります。9件ということでは言われませんでしたけれども、大体どこの地区からの、どこの、武雄、あるいは鹿島、進出企業等々がありますけど、波佐見とか、そこら辺のことがおわかりであれば、お示しをいただきたいと思えます。

それと、肝心なことは、結局、今こっちに転入かれこれあっても、ほとんど市外業者の建物が多いわけなんです。ここにせっかく市内業者の場合は70万円という奨励金があるわけですので、そこら辺のところについてはどのようにお考えになっておられるのか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

最初の18件という質問でございますけれども、主要な事業の説明書の、これは右のほうに載せておりますけれども、今回追加を補正するのが転入12と持ち家6、合計18件というもので記入をしているところでございます。

それから……（「これ、22件と18件の見分け方を教えてください」と呼ぶ者あり）すみません、左のほうで……（「これ全部で言うたら」と呼ぶ者あり）当初予算では34件を見込んでおりました。これ最終的に補正後としては合計の52件を見込んでおりますので、この差が18件ということで見てもらえたらと思います。

それから、企業の進出企業はどこからというところでございますけれども、私の記憶では、市内の進出企業さん、こちらのほうが一番多かったんじゃないかという記憶でございます。

それから、市内業者の施工の場合は7割というのも設けております。これ実績をずっと見ておけば、もう議員御発言のとおり、この地域活性化のためにこの項目、補助制度を設けておるんですけれども、最近はどうしても市外の業者を使っている、この傾向がございます。というところから、できるだけ市内業者、せつかく制度を設けておりますので、市内業者の方を使っただければと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今のお答えの中で、市内進出企業ということをおっしゃいましたけれども、そのことについて、この9件のうちどれくらいあるのか、市内進出企業というのが余り私よくわからなかったんで、そのところをお答えいただきたいということと、それと、一番言いたいのは、先ほど課長が言われましたように、嬉野の特徴として、これが本当に市内業者を使った場合の奨励金が非常に高いわけなんです。そのことが市内業者に対しての一つの仕事の量の増加ということにつながってくるというふうに思いますので、ぜひこら辺のところはもっともっとPRをしていくべきではないかなという気がしています。それだけ。

それともう一つ、新婚さんが6世帯、6ということ言われましたけれども、今回の持ち家の奨励金の中で、年代的に大体どれくらいの世代が多いのかということまで。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

進出企業のところなんですけれども、市内にもう既に進出をされている企業さん、例えばS社さんとか、そういう意味でございます。

それから、市内業者の御利用のところなんですけれども、これについては市としてもせっかくの制度でございますので、PRをもっとやっぴりするべきかなと思っております。

それから、年代のところなんですけれども、新婚さんの部分なんですけれども、これは全体的にこの奨励金を利用される方、結構今年代の若い方が家をつくられる傾向がございます。詳しくは、20代が何人という数字は今は持ち合わせておりませんが、30代前半ぐらいの方が多んじゃないかなという感触でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小國純治君）

先ほど、定住促進奨励金に対するの税収の状況ということでの答えをいたします。

平成20年度から始まりました補助制度ですけれども、29年4月1日現在ですけど、平成27年度までの補助年度の累計として奨励金が2億6,060万円に対して税収は1億4,496万5,080円となっています。割合としては55%の割合となっています。平成20年、21年分に関しましては、奨励金以上の税収になっているところになっています。

以上です。（「いいです。じゃ、次に」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、ふるさと応援寄附金に移ります。

年度見込みで22億円という、先ほど山下議員の質問に対してお答えになりましたけれども、現状、今のところで大体どれくらいの額になっているのかということの数字をお示しいただきたいということと、そしてもう一つ、返礼品のお返し状況はどうなっているのかということ、そして、今回、前の一般質問でも申し上げましたけれども、目的、活用の分で今回4項目になりました。その中で、活用順位ということでの希望、それがどのような順位になっているのか、あるいはまた、その他というものがあって、その他のほうばかりが多いのかということ、該当なしですね、そこら辺のところをまずお示しいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

11月末現在におきまして、額といたしましては14億4,500万円でございます。

それから、返礼品のお返し状況という御質問でございますけれども、今物によっては、これはもうはっきり言いますと、肉なんですけれども、それは一部お返しをする時期が若干おくれぎみでありますけれども、残りの返礼品につきましては、申し込みされて1週間程度で届けをしているというところでございます。

それから、4項目、これ使途の部分なんですけれども、この分については、今年度から新しく4つ設けたわけでございますけれども、今集計中でございます、この場ではちょっと数は申し上げられませんけれども、一番多いのは、これその他の分が多いんじゃないかと、それから2番目が、子ども・子育て、教育環境ですね、この部分が一番多いんじゃないかと推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

結局、もうこのふるさと納税、一般質問みたいな形になりますけれども、ふるさと納税のバブルが溶けて、今まさに第2ステージに入ったのではないだろうかという気がしているわけなんです。第2ステージというのは、要するにこれから知恵の絞り合い、物品競争でなくして知恵の絞り合い競争になってくると、だから、そういうことは以前にも一般質問で申し上げましたけれども、そのところが今後一番キーポイントになってくるであろうというふうに思っております。

そういう中で、例えば平戸における企業支援とか、あるいはまた、上士幌町の子ども園が無料というふうな、子ども園を無料にするということのふるさと納税等を集めておられます。それとか、あるいはまた、養父市の空き家巡回サービスというふうな制度等、特色ある、今各地でそういう目的、使途についてのことが言われております。そのことについて、もっともっと検討を重ねていくべきではないかというふうに思っております。

現状において、今そのことについては担当課として、私一般質問を何回も申し上げましたけれども、どのようなことをお考えになっておられるのか、まだ以前のままなのかということだけをお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今、ふるさと納税制度につきましては、国からもその使い道の部分を求められております。議員が幾つか例を言われましたけれども、これは地域の実情に合わせて工夫をなさいたい

うところでの大臣の発言もあっております。そういうところから、嬉野市におきましても、この使い道についてどうしようかというところで、政策調整会議に諮りまして、担当課といましては、子ども・子育てに関する基金を創設して、そこにふるさと納税を使っていくことを一つ提案しております。これについては、次年度になりますけれども、そういう方向性で進めていけたらと思って今現在検討、勉強をしている最中でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。聡明な課長でありましょうから、ぜひそこら辺を期待しておきたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

これで歳出19ページから24ページまでの2款、総務費についての質疑を終わります。議案質疑の議事の途中ですが、ここで13時5分まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

歳出25ページから29ページまでの3款、民生費について質疑を行います。

初めに、25ページの1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

市民生児童委員協議会の補助金、この内容と、今回補正する理由を教えてください。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

お答えいたします。

佐賀県の民生委員児童委員活動費等市町交付金、これが10月5日に変更になりまして、29年度の交付金から適用するということになりました。そのため、県の交付金の6万円が増額になっておりますので、歳入で受け入れて、同額の6万円を民生委員児童委員の補助金に増額計上ということにさせていただいております。

内容につきましては、地区民生委員協議会活動費が今までの20万円でしたけれども、それが23万円ということになりまして、3万円の増額になっております。嬉野市については、2つの地区の民生委員協議会がありますので、3万円掛ける2ということで6万円の補助金の

増額補正を行っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

県からの増額になったということで理解してよかわけですね。はい、わかりました。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（染川健志君）

県の補助金が10月に変更になったことに伴うものであります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

今の辻議員の質問で理解しますので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

次に、27ページから28ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

1の報酬の、子ども子育て会議委員10名で5万7,000円の増額になっておりますけれども、こちらは当初予算では年1回の会議予定ということでお聞きしていたんですけれども、今回、来年に2回目の会議を開催したいということですが、まず、じゃ昨年度は何回行われましたでしょうかということと、今回その2回目を開催するに当たり、1回目でどういった内容が不十分だったので、2回目を開催したいということなのでしょうか、お尋ねします。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

昨年は何回開催をしたのかという御質問ですが、昨年は1回しております。1回という理由については、毎年、子ども子育て支援事業計画については前年度分について評価点検をするということで、そのための会議として1回開催しております。

今回、2回目を開催するということになった理由としては、1回目の会議で当初、全部の見直し点検とかをする予定でしたけれども、一部の事業計画について、過去の見直しについて、ちょっと時期を改めて協議をすることとなりましたので、来年2月に開催をする予定としておりますが、その一部の事業といいますのは、教育保育事業と放課後児童健全育成事業のこの2つの事業の分についてなんですけれども、これについては放課後児童クラブと保育

所等の利用定員などの見直しについて協議をするということで、2回目を計画しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

事業計画の見直しということですが、保育所と放課後児童健全育成の人員の見直しですかね。

では、その見直しの内容を、もう少し詳しく教えてください。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

内容につきましては、その放課後児童クラブと、あと保育所との利用定員の見直しということで、何でその2月にするのかということですが、1回目の会議が10月30日に行ったんですけれども、その時点では29年度の実績とか、30年度の見込みをするのがちょっと予測が難しかったので、来年度の入所受付が終わった後であれば、ある程度正確な数値がつかめるといって、2月に開催をする予定としております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、入所の利用定員ということですが、現在、今回出された提案の人数とどういうふうに協議する、今予定されたのをちょっと見直しをということだと思えますけれども、計画のですね、例えば利用人数のこういったところが協議の内容の対象になるんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

11月の時点で一応申し込みは済んでいるところですが、各保育園とかの利用定員、保育所ごとに利用定員がありますけれども、申し込みの関係で、各保育所の定員をどういうふうにしたら、減らすとかふやすとか、そういったところを検討するというような会議になります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次、13節に行ってください。

○4番（増田朝子君）

13節. 委託料でお尋ねします。

放課後児童健全育成事業に91万2,000円、その中で、主要説明書の8ページですけれども、こちらの中で、今回の補正が障がい児受け入れ91万1,750円とあります。そこで、例えば障がい児が途中からふえられたのか、その障がい児の方にどの教室がどれくらいの人数ふえられたのでしょうかということ、それと、途中からの入所で補正が上がっていると思うんですけれども、どの教室で何人の方の障がい児の受け入れになったのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

途中からふえたかということです、そういった質問ですけれども、一応対象のクラブとして、塩田小学校の学童クラブのことなんですけど、9月から、その障がい児を受け入れて、障がい児の数が5人になったということで、9月から来年3月までの7カ月分の委託料ということで計上をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、塩田小学校の児童クラブの5人とありますけれども、じゃ、4月の時点ではその障がい児の人数はわかっていなかった、予算組みされていなかったのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

年度当初は何人かというのは、ちょっと今、手元に資料ありませんけれども、3人以下、1人か2人だったと思っております。

この今回補正したものについては、障がい児受入強化推進事業というもので、これが3人以上いる場合に該当するわけですけれども、もともと、その障がい児受入推進事業ということで、障がい児が1人でもいる場合、該当する事業があるんですけれども、これについては当初から塩田小学校を含む9クラブが対象として、既にこの事業については実施をしておりますので、支援員については1人多く加配しておりますが、今回の障がい児受入強化推進事業については塩田小学校が該当しますので、通常は1人支援員を加配して、3人のところが

1人追加して4人体制ということになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

放課後児童健全育成事業についてはわかりました。

もう一つですけれども、谷所分校の送迎の分が5万円増額になっておりますけれども、こちらは今までは何人の送迎でされていらしたのかということで、例えば送迎する人数がふえての増額と思うんですけれども、何人ふえたんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今までは10人だったので、タクシーが1台、子どもが5人まで乗れますので、2台でよかったんですが、1人ふえて11名になったことで、ちょっと2台では足りなくて3台にふやしたということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、これまでは10人で2台のタクシーで送迎をしていて、1人ふえたので、5万円の増額ということだと思うんですけれども、これは、ちょっとここで質問するのはどうかと思うんですけれども、やっぱりタクシーで送迎というのが基本なんですかね。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大久保敏郎君）

お答えします。

タクシーでの送迎が基本ということではないんですけど、何でタクシーを使っているかというこの御質問だと思いますけれども、分校から五町田小学校まではある程度距離もありますので、独自に移動してもらうのは交通の便からちょっと危ないということもありますので、タクシーで送迎をしているということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、歳出25ページから29ページまでの3款、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出30ページから31ページまでの4款、衛生費について質疑を行います。

30ページの1項、保健衛生費、8目、環境衛生費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

これは、合同常任委員会の際に説明いただいたんですが、ちょっとわからなかったもので、お聞きしますけれども、葬祭公園の運営費と市営施設の差引額という説明を受けましたけれども、そこら辺、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

わかりにくい説明をしてしまい、申しわけないと思います。

葬祭公園の15万9,000円の内訳でございますけど、うちの予算の名称が葬祭公園の運営費ということで予算名称を上げさせていただいておりますが、中身につきまして、公園費と施設整備費を合計しまして、うちの名称として葬祭公園運営費ということで計上させていただいております。

その中の、今言いました公園費の前年度決算の繰越額が121万6,000円、そして葬祭公園の施設整備費の前年度決算による繰越額が61万8,000円ございます。これを合計いたしますと183万4,000円という形になります。これが減額の分なんですけど、新葬祭公園の整備費ということで、広域圏の予算の、8月議会の予算計上が199万3,000円ということで、内容につきましては地質調査関係の業務委託の補正計上だと伺っております。その分の差し引きでプラスの15万9,000円という補正予算の計上でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

わかりましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

これで、歳出30ページから31ページまでの4款、衛生費の質疑を終わります。

次に、歳出32ページから34ページまでの6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、32ページから33ページの1項、農業費、11目、うれしの茶交流館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

今回補正で上がっております中で、人材派遣、これの人数と、あと業務内容はどういうこ

とをするのかということをお知らせください。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、人材派遣の人数につきましては4名を予定しています。それで、一応、交流館につきましては4月のオープンを予定しておりますので、その前の1カ月間、3月の1カ月間で、この分に職員の研修ということで、内容といたしましては交流館で行う受付の事務、あとは売店等の対応、あと喫茶ルーム、また各種体験に関する研修ということで計上いたしております。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

開設に向けてのいろんな業務の研修費ということでよかわけですね。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

4月に向けての1カ月間の研修を行うことの人材派遣費ということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

4月のオープンに向けて、いわゆる職員を確保していく、3月から確保していくということですね、1カ月間。そういう中で、今回、もともとは賃金で臨時職員を、人材派遣で今度を行うというふうになっているわけですよ。まずここら辺の、臨時職員ではなくて、なぜ人材派遣という形をとられたのかというのが大きな疑問といたしますか、今回変更になっているところだと思うんですが、そこら辺の理由について御説明お願いいたします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、平成29年度の当初で臨時職員4人分を1カ月間っております。その分では、共済費の8万8,000円と賃金の49万6,000円、計58万4,000円ですね、この分を計上しました。あと、この分につきまして、臨時職員で雇った場合、年度をまたがっての雇用ができないということが確認されましたために、この分の予算を委託料の人材派遣費に組みかえまして、当初の8万8,000円と49万6,000円、58,400円を減額しまして、新たに委託料として58万4,000

円を計上しております。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういう理由で人材派遣にしたということは、4月以降も同じ人材派遣という形で行くのか、それとも1カ月間は人材派遣なんだけれども、4月からは新たに臨時職員という形で雇うのか。

それと、要するに人材派遣で3月の1カ月間ということで予算上がっていますよね、そこら辺の今後についてということと、そうなってくると、初め臨時職員4人だったんですよね、それが同じように4人という形で人材派遣もできるのかどうか、その点いかがですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

4月以降につきましても、同じく人材派遣ということで考えております。

あと、体制につきましても、休館日が平日の一日だけということで、時間的にシフトを組まなくてはならないようなことになってまいりますので、最終的に雇う人間は7人体制になってくると考えております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（田口好秋君）

続けてどうぞ。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）続

実際に雇う職員としては5人です。（「5人」と呼ぶ者あり）はい、5人を考えております。ただ、そのシフトの関係で、7人の職員を雇って、シフトを組んで、毎日5名体制の勤務になってくるということになっています。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっと、よくわからなかったんですが、いわゆる人材派遣で行うわけですよね。3月は準備期間ですよね。その中でもシフトというのがあるわけ。その営業していく段階においてシフトというのがあるわけでしょう。じゃ、今回、29年度の予算ですから、3月の1カ月間の人材派遣というのは同じ人が行くわけでしょう。そして、4月になってもその4人なのか、それともさっき7人とおっしゃいましたけれども、そこら辺が、いわゆるシフトをするから要するに7人で、実際に勤務するのが5人とかおっしゃいましたけど、そこら辺のこと、要

するに人材派遣で今後もずっとあの館の業務というものは行っていく、そこら辺をもう少し詳しく、最後ですので、それと、広告料と私、書いていなかったのも、あれなんです、もう後で、山口要議員のほうからあると思いますので、私のほうはそれを、そのところをももう少し詳しく、はっきり。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えします。

3月1カ月につきましては4名、シフトはございません。を人材派遣しということです。

あと、4月以降のオープン後につきましては、人材派遣ということで、通常勤務されるのが5名、5名体制で、ただその休みのシフトがございますので、その関係で実際に雇うのが7名、7名の人材で毎日5名勤務するようなシフトを今考えております。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

私も人材派遣についてお尋ねしますが、確認ですが、今の御答弁の確認なんですけれども、3月の1カ月間は、その人材派遣として4名の人材派遣で雇用されるということと、あと4月以降は通常は5名体制で、シフトの関係で7名の雇用をされるということによろしいですか。確認です。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

今、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、人材派遣については了解いたしました。

次、広告宣伝で85万円の増額になっておりますけれども、こちら、もう一度ちょっと詳しく内訳をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

広告宣伝料につきましては、交流館のオープンに向けてのPR宣伝費として85万円を計上

しております。それにつきましては、施設の内容とか、オープンをPRするための広告費、あとインターネットを活用しました広告、それとあと旅行代理店へ交流館のPR、集客を図るということでの広告宣伝費としております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今のPRとか、その数字的な内訳をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

まず、施設の内容オープンをするためのPR費としまして、まず施設を紹介する大きいポスター、それと施設の中で配布するリーフレットですね、それとあとインターネットを活用した広告と申しますか、若者向けにスマホのアプリの中にうれしの茶交流館の広告宣伝を取り込んでいきたいと考えております。

それとあと旅行代理店ですけれども、旅行代理店のツアー及びパック旅行のパンフレットに交流館を掲載していただきまして、これに申し込まれた場合はクーポン、特典等がつくような形での集客PRを行っていききたいと考えております。この分につきましては、中高年向けのPRということで考えております。（「85万円の内訳を」と呼ぶ者あり）

まず、ポスター費が20万円ですね、リーフレット作製費も20万円、そしてあとインターネットを活用しました広告宣伝料も20万円、あと旅行代理店へのPR費につきましても20万円ということで内訳としております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいまの85万円の内訳で、ポスターが20万円、リーフレットが20万円、インターネットが20万円、85万円にはならないみたいですが。

それとあと、ポスターとリーフレットですね、枚数というか、それをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

すみません、その中に消費税が入っておりませんでした。それで85万円ということです。

ポスターの枚数につきましては、一応300枚を予定しております。あと、施設紹介のリーフレットにつきましては、1万枚を予定しております。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

取り消します。

○議長（田口好秋君）

これで、歳出32ページから34ページまでの6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出35ページ、7款、商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出36ページから38ページまで、8款、土木費について質疑を行います。

初めに、38ページ、4項、都市計画費、5目、公園費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

これは、植樹広場のところの芝の改良だというふうにお聞きしておりますけれども、合同説明会のときには、土が非常にかたくなって芝がうまくつかないというふうな説明だったんですけど、そこら辺、土壌改良も含めての工事なのかどうかをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

建設新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

今、議員御発言の芝の改修につきましては、総合運動公園の芝の600平米程度を予定いたしておりますけれども、今の泥を下げたしまして、全部取り除いて、新たに暗渠配水管等を敷設しまして、路盤材を入れてまた良質に戻して、芝を張るということでの工事を予定いたしております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

今、辻議員が質問されましたけれども、その芝のところですけども、ここは都市公園の中ですので、委託料と思うんですけども、その中に、当初に含まれていなかったんでしょうかとちょっと疑問があったので、お尋ねしたいんですけども。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

今、御質問なされたのは、芝の張りかえについてということの御質問なんですかね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

芝につきましては、当初、計画をいたしておりませんでしたので、今回新たに工事請負費ということで計上しているものでございます。

以上でございます。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(田口好秋君)

次に、ほかの節、いいですか。いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、山口要議員。

○17番(山口 要君)

1点だけ、この水道光熱費についてだけ、確認をとりたいと思います。

○議長(田口好秋君)

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長(早瀬宏範君)

お答えいたします。

光熱費の31万3,000円の分だと思えますけれども、ここの分が、みゆき公園の水道が嬉野中学校の敷地を通して総合運動公園の中に水道管が入ってきております。その水道管が10月に漏水を発見いたしまして、その分で今回水道料、漏水に当たる分の水道料を支払うということで計上いたす分でございます。

以上です。

○議長(田口好秋君)

これで、歳出36ページから38ページまで、8款。土木費の質疑を終わります。

次に、歳出39ページ、9款。消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出40ページから42ページまで、10款。教育費について質疑を行います。

初めに、40ページの1項。教育総務費、2目。事務局費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番(山下芳郎君)

報酬のほうですけれども、内容の説明をお願いします。情報教育指導員1名ですね、これが減額になっていきますので、理由の説明をお願いします。

○議長(田口好秋君)

教育部長。

○教育部長(大島洋二郎君)

お答えいたします。

この情報教育指導員というのは、4月から1年間、一般非常勤職員として雇用をいたして

おりました。その職員が6月以降、任期付職員として採用いただきましたので、その分、7月以降3月分までの報酬等の減額となります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

非常勤職員を任期付へかえたということで、これだけ上がっていますけれども、マイナスですけれども、これそれじゃプラスの分が出てくるんですね。それはどこに出てきていますか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

これにつきましては、総務課の人事のほうの給料ということになりますので、ここでは出てきておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

総務の全体の中の、人件費の中に含まれているということによろしいですか。はい、わかりました。

○議長（田口好秋君）

次に、41ページの4項。社会教育費、3目。公民館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

社会教育費の公民館費委託料で、特定建築物定期報告、吉田公民館34万1,000円上がっておりますが、この内容説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

これは法律の概要説明も必要になりますか。（「いや、結構です」）と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

このたびの補正ですけれども、平成28年6月1日で建築基準法の見直しに伴い、建築物、建築設備等の定期報告の対象に、新たに吉田公民館が加わったことを見落とししていたために

お願いをするものです。

この法律は、28年6月1日施行で、本来は29年度の当初予算に計上すべきものでした。今回対象となったのは、吉田公民館3階の大会議室です。この大会議室の床面積は、約275平方メートルあります。それまでは、佐賀県が指定した定期報告が義務づけられる建築物等に該当していなかったのですが、制度の見直しに伴って国が指定をするようになりました。その中で該当するようになったものです。

報告の対象として指定される建築物には、どのような施設かという対象用途と、床面積等の規定がある規模等が定められています。対象用途のところで見落としがありました。対象用途というのが、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場などがありますが、この中の集会場の分類に公民館が含まれると思わなかったため、見過ごしをしてしまいました。

その対象用途、集会場ですね、つまり公民館ですけれども、ともう一つ、規模等といいますけれども、この規模等というのが、改正前は床面積が300平方メートル以上が報告の対象となっていましたので、今までは報告の対象外でした。吉田公民館の大会議室の床面積が275平米ですので。改正後は、床面積100平方メートル超が3階以上の階にある場合と、もう一つ床面積200平方メートル以上の場合の、この2つに該当するようになりました。

県の建設住宅課から新規報告対象になったという通知が29年8月30日付で発送され、その時点で問題が発覚しました。担当が県の建設住宅課に相談をしたところ、県内でも同じような事例、市町から連絡がありまして、県はもっと早く知らせるべきであると、そういったクレームがあったということですのでけれども、いずれにしてもこちらの認識が甘かったと言わざるを得ません。反省をしているところです。大変申しわけありませんでした。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、これに類する分が、今回若干のおくれだということでお聞きしましたけれども、こういった分で類する施設が多分あるとするならば、全庁的にリストアップして、前もって確認できるような形の体制をとっておられるのかということを確認いたします。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

今回はもう予算編成時点での誤りでしたので、今後、こんなことが再度発生しないように、各課連携をとって今後の対応にしたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体の内容はわかりました。

1点だけお聞きしたいんですが、この特定建築物定期報告ということで、これは要するに、自治体が所有する建物ということなのか、そういうふう基準が下がるとなれば、各地区の自治公民館とか、例でいいますと、温泉区の公民館とかも2階建てかな、3階建てかな、そういった特異な建物等もあろうかなと一瞬思ったんですよね。そういったことで、例えばこれは、あくまでも自治体が所有するそういう建物なのか、それとも各自治公民館と申しますか、地区で持つておられる公民館あたりも対象に、こういう風な定期報告の義務づけというのがなっているのか、そこら辺ちょっと、もしわかられたらお願いをしたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

これは、国が指定しております建築基準法の中での定めでありまして、これもともと、今回の改正とかが出たのが、福山市営のホテル火災とか長崎市のグループホームの火災、あと長崎市の診療所火災など、こういうふうな多数の死傷者が出る火災事故で、この事故において被害が拡大した原因の一つとして、建築物が違法な状態で、管理されていなかったというふうなことが原因で、こうした事態を踏まえて改正が行ってありますので、公共の建物のみならず、ほかの建物も全て含まれるといったところで法律が改正されています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そうなれば、各自治公民館等へ県のほうから、こういう基準でおたくのほうもこういう報告義務がありますよという通知は各地区、そういう対象物件があれば、県のほうからそういう指導が行われたというふうに理解しておいてよろしいわけでしょうか。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

たまたま今回は文化・スポーツ振興課の所管の分だけで、それに気づいていなかったというのが発端だったんですけれども、当然、ほかのそういうふうな該当の建物があれば、県のほうから連絡が今回来ているものと思われまます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういうのは、じゃ市内にはあったんですか、なかったんですか。そういうのは、把握はできていませんか。今回のそういったふうな事例というのは。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小池和彦君）

すみませんが、文化・スポーツ振興課の所管では自前の建物しかわかっておりませんけれども、もし該当があれば、そういうふうな通知が来ているかと思います。そのような把握は、県のほうで当然されているものだと思います。

以上です。（「総務課はその辺、わかっていませんか、財政課とか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後 1 時 47 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

今の答弁。建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

地区の自治公民館等についてはどうなんだという御質問ですけれども、確かに佐賀県の建築住宅課さんのほうでそこまでの把握が多分できられていないというふうに思っております。そういった意味では、市のほうが、行政嘱託員会などを通じてこういう規定になっておりますよということでお知らせをして、今後整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、41ページの4項、社会教育費、7目、文化財費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

じゃ、街なみ環境整備事業で、委託料並びに工事請負費、多分同じ事業じゃないかと思えますけれども、それぞれ減額になっています。その分の説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

この街なみ環境整備事業につきましてでございますが、この事業は、社会資本整備総合交付金事業を使っております。この中で、国費の要望額の全体が、内示率といたしまして67.45%という減額で内示がありました。そのために工事料の減額になったものです。

内訳といたしまして、交付金事業のメニューの中に、住宅・住環境整備計画というメニューがございます。このメニューには、嬉野市として3件同じ事業名で申請をいたしております。1つは、住宅マスタープラン作成、1つが、立石住宅給湯設備改修工事、それに、この1件目である街なみ環境整備、この3本がこの1つのメニューでぶら下がっております。

最初申しました住宅マスタープランの委託業務、立石住宅給湯設備の改修のこの工事2件につきましては、減額しての事業が成り立たないというふうなことで、全体のもう一つの枠である街なみ環境整備事業、これにつきましては道路整備事業でございますので、工事の延長を縮小することによりこの事業3本が成り立っていくというふうな考えのもとに、この街なみ環境整備事業がそれぞれ減額となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

じゃ、工事請負費を計画よりかは縮めて今回予算執行したということでありましてけれども、それじゃ、これは、もともとの計画についてはまた次年度というか、またさらに追加してできるんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

今のところ、今、市道塩田宿線と申しますが、あの通りが全部で467メートルございます。そのうちに、29年度末の完成予定が約282メートル、残りが185メートルありますが、これにつきましては、30年度、31年度、2カ年で予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

2カ年でということになりますと、また、年をまたいだら、またさらにという形で、減額しながらまた追加という形になっていくんですかね。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（大島洋二郎君）

減額といいますのは、内示額が下がった場合はそうなる可能性はあるんですが、あと残り
は185メートルですので、何とか2年で完成予定とは思っております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

内容はわかりましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

これで、歳出40ページから42ページまでの10款、教育費についての質疑を終わります。

次に、歳出43ページの11款、災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで18ページから43ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第76号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を終わ
ります。

次に、議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を
行います。

歳出55ページ、5款、前期高齢者交付金、1項、前期高齢者交付金、1目、前期高齢者交
付金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

これも合同説明会のときに説明を受けたんですけども、そこら辺をもうちょっと詳しく
お知らせいただきたいということと、これの薬品代が保険に認可になって医療費の増額にな
っているということは承知しておりますけれども、この薬の効果というんですかね、これは、
もう人によっても違うのか、ある程度ほとんどの方が、肝臓の薬ですね、これによって治癒
するのか、そこら辺の関係はどうなっているんでしょうか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

まず、薬品の効果から御説明させていただきますけれども、3種類の薬品、C型肝炎治療
薬、新薬という形で保険適用されております。

まず、ソバルディ錠400ミリグラム、ハーボニー配合錠、ヴィキラックス配合錠、この3
種類でございまして、ソバルディ錠が27年5月から販売開始、1錠当たり6万1,799円、ハ

一ボニー配合錠が27年9月から販売開始で1錠当たり8万171円、ヴィキラックス配合錠のほうは27年11月に販売開始されておまして、2錠で5万3,602円、これは1回当たり1錠、1錠、2錠という服用されておりますので、ヴィキラックス配合錠については2錠当たりの単価という形になります。

この効果ということですが、聞いたところによりますと、どの薬品も大体12週間服用すると、ほとんど3カ月間服用したことによってC型肝炎が完治するということがあらわれるということで聞いております。ですので、これを服用したことによってC型肝炎がなくなるという形になりますので、大した効果があるというふうに考えております。

効果については以上ですが、その薬品による前期高齢者交付金の影響ということですが、27年に保険適用になっておまして、そのときのC型肝炎の新薬による医療費の高騰の影響額ということですが、まずは、全体の額でいいますと、国保全体で13億9,800万円、保険給付費ですので、ほかの分も入っていますけれども——の増加がありました。その前期高齢者交付金というのが、65歳から74歳までの前期高齢者を対象として、ほかの保険者、はっきり言えば、会社を退職した人などが多く国民健康保険に加入しますので、会社にいたときの保険のほうから補填するという形になります。協会けんぽとか共済組合とか、組合健保とか、その会社の加入しときの保険が補填をするというふうな財政負担を調整する仕組みが導入されております。それが2008年4月からの高齢者医療制度改革において、そういうような改革がなされております。

ということで、国保には、そういったほかの保険者のほうから交付金という形で入ってくるわけなんですけれども、その額が今回急激にふえております。28年度の概算で申しますと、7億8,100万円だったんですけれども、29年度の概算が9億1,800円に増加しております。それはなぜかといいますと、先ほど申しました27年度、2年前の医療費の高騰の伸びを加算する形になります。28、29年度というところまで加算しますので、28年度の伸びがそれほどの増加につながったというのがまず1点目でございます。

それと、28年度の最終的な額が前々の年、26年度の精算額を差し引く。そのときは、26年度は医療費が低うございましたので、8,800万円程度減額になっております。最終的な28年度の額が6億9,300万円程度の確定額になったわけなんですけれども、その調定額が26年度の8,800万円減額されているわけですね。

今回どうなったかといいますと、29年度の概算が9億1,800万円で、27年度の精算額が逆にプラスで7,200万円程度増額になっています。ということで、概算で1億3,700万円ぐらい増加しており、その調定額、前々年度の調定額でマイナス8,800万円とプラスの7,100万円、合わせて1億6,000万円程度増額になると。合わせて2億9,700万円程度の増額を見ているという形になります。それが全てC型肝炎の影響かということではないんですけど、ただ、医療費の増加がそれだけ、この辺の交付金の増加につながっているという形になります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

いわゆるこの肝炎の薬が認可になって、これを使用される方がふえて医療費がふえたといことは認識しておったんですけれども、増加傾向にあるC型肝炎の治療について、効果があるということでこの使用がふえてきている部分もあると思いますけれども、全体的な流れとして、C型肝炎の罹患者というんですかね、そこら辺の流れはどういうふうになっているんですか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答えいたします。

C型肝炎の罹患者についてでございますけれども、以前は結構いらっしゃって、嬉野市内ですけど、私たちのところで30名近くいらしゃったんじゃないかなと。それによって、C型肝炎の治療薬の使用によって大分減ってきてはいると思いますけれども、半数までぐらいはいくかと思えますけど、大分減ってきているのは聞いておりますけれども、実数的にはまだこの把握はしておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第77号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を終わります。

次に、議案第78号 平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第79号 平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

歳入は83ページ、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これがいよいよ最後の質問になりますけれども、管理者負担金の今後のありようについて

は一般質問で申しあげましたので、これは簡単に、とりあえず今回の25万円、これは一般家庭なのか、事業者なのかということの区分だけをお教えいただきたい。一般家庭がどれぐらいで事業者がどうだったのかということ。

○議長（田口好秋君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

今回の補正の支出1,000万円に対する財源充当ということで、国庫支出金が500万円、企業債450万円、残の分について、加入負担金25万円——すみません、1,000万円に対しては25万円なんですけど、充てております。これは、当初予算においては、一般家庭とか、事業所とか、そういうふうな割合で予算化をしておりますけど、今回の1,000万円についての分担金の25万円については、基本的に、加入者負担金は事業費の5%程度を充当するという前提がございまして、その分を加入負担金として約半分、要するに、今言った50万円のうちの25万円、一財で25万円を大体充当しております。ですから、当初予算においては、計数のある程度想定をして計上しているんですが、今回の補正に関しては、具体的に何件だから25万円という形はとっておりません。あとは3月の補正で実際の実績において、減額、もしくは増額補正をしていく予定でございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第80号 平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

次に、議案第81号 平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第82号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第84号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第85号 平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第86号 建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第87号 建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第88号 建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第89号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、発議第7号 嬉野市おもてなし条例についての質疑を行います。辻浩一議員、登壇してください。

ここからは通告書なしでの質疑を行います。

まず、前文について、1人3回までということで行いたいと思います。その後は、各条ごとに1人3回までということで手挙げ方式で行います。よろしくお願ひします。質疑はありますか。増田議員。

○4番（増田朝子君）

質疑の前に議長に御確認をさせていただきますけれども、全体で質問させていただきたいと思ひますけれども、執行部に対しても3回よろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○4番（増田朝子君）続

では、まず質問をさせていただきます。

このおもてなし条例なんですけれども、条例のまず、目的が何かこう曖昧でわからないところがありますけれども、もう一度、この条例の目的は何でしょうかということと、どうして今、条例化しなければいけないのか、必要性は何なのでしょうかということが2点目ですね。

それと……

○議長（田口好秋君）

ちょっと待ってください。各条ごとにですから、目的は……

○4番（増田朝子君）続

全体でと言ひました。

○議長（田口好秋君）

だから、全体で言っ、また各条で行くんですか。

○4番（増田朝子君）続

は、しません。

○議長（田口好秋君）

しませんね。

○4番（増田朝子君）続

はい。

3点目が、理念、目標であるならば、市民憲章に「あたたかい心で訪れる人を迎えましょう」とありますけれども、この整合性はどうか捉えますでしょうか。まず、その3点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

まず、目的については、もうここの第1条に書いてあるとおりでございまして、いわゆる今後、嬉野市が観光立市として生き残っていくためには、そういった趣旨説明のときにも申し上げましたけれども、いわゆる人と人の触れ合いによって感動が生まれて、その中から、いろんな今後、長期滞在とか、あるいはリピーターを迎えるためのそういった心の触れ合いが必要だというふうなことから、この条例制定をお願いしているところでもあります。

次に、どうして今の時期かということですかね。（「条例化」と呼ぶ者あり）

御存じのとおり、一緒に勉強会をしていた時期もあられると思いますけれども、もうずっと、本来でありますと、6月の定例議会に向けてというふうな目標を持っていたんですけれども、なかなか話し合いが少なくて今回の時期になったというふうなところでもあります。

もう一つは何やったですか。（「理念でも、市民憲章にもありますけれども、「温かい心で迎えましょう」とありますけど、整合性」と呼ぶ者あり）整合性。おもてなしの中にも温かい心ということも含まれているんじゃないかなと私は思っているところなんですけど。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

温かい心で迎えましょうということが目的と、あと、人と人との触れ合いというのを目的にされておりますけれども、これはやはり憲法第19条でもありますけど、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とありますけれども、これは、市民の方に対してとか、こういう気持ちを持ちなさいという条例を制定してまでもすべきことじゃないんじゃないかなと思いますし、また、市民の方にも私も何人かにお聞きしましたが、これはちょっとまず目的が定かでない、ちょっと曖昧で何を目的でしているのかわからないという御意見もありましたし、そこの中でパブリックコメントの意見でもありましたけれども、この条例を

出すことで、嬉野市はおもてなし条例を制定しなければおもてなしができないのかという、旅行者や他自治体から思われたいでしょうかという、パブリックコメントでもありましたけれども、そのことについて御答弁をお願いします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

このことについても趣旨説明のときにも申し上げましたけれども、もちろんおもてなしの心というのは、もう古来から嬉野市内の皆様方は持っておられると思いますけれども、改めてこのことを気づいていただくとか再認識していただくために、こういったことをしているというところです。

それで、先ほど憲法第19条のことを言われましたけれども、その点については、法律の専門家のほうにお尋ねをいたしまして、おもてなしの心を醸成するということは、個人の思想及び良心の自由、内心の自由を侵すことにならないのかという考え方がありますということと、基本的人権は当然尊重しなければならないのですが、おもてなしの心を育むことにより市民の福祉の向上に寄与するものであれば、公共の福祉に反しない限り、また、義務規定や罰則規定を設けない限り、直ちに憲法違反にならないのではないのでしょうかということをお尋ねしたところ、答へとして、おもてなしの心の醸成については、何ら法的強制を伴うものではなく、また、おもてなしの心の内容についても、性質上、個人の思想、良心の自由と抵触するものとは考えにくいので、憲法19条違反の問題は生じないというふうなお答えをいただいております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

それでは、提案者の辻議員にお尋ねしますけれども、辻議員の一番の身近な市民の方からこの条例についての御意見を求められましたでしょうか。身近な方、例えば家族の方とか、地域の方とか、そういう方からも御意見を求められましたでしょうか。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

身近な方から直接ということはありませんけれども、そういった意味でするのがパブリックコメントだというふうに思っておりますので、それが市民の御意見だというふうに思っております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

では、執行部の方にお尋ねします。

平成29年8月10日、総務企画常任委員会小委員会と執行部の総務課、うれしの温泉観光課の課長の方たちと、それと、10月11日には、有志議員が2回目の……

○議長（田口好秋君）

増田議員、もう3回は終わったんですよ。（「3回終わった」と呼ぶ者あり）

○4番（増田朝子君）続

執行部にはだめですか。

○議長（田口好秋君）

いやいや、だから、全体ででしょう。（「全体で言いんさったけん、全体で3回」「執行部も3回よかつちやなかですか。前回そがんやったです」と呼ぶ者あり）いや、全体で3回ということで。（「執行部も3回」と呼ぶ者あり）

○4番（増田朝子君）続

執行部というか……（発言する者あり）

○議長（田口好秋君）

いやいや、それは質疑は違います。前はそうであっても、今回はそういうふうに。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

増田議員、全部終わりましたから、全体では終わりました。（発言する者あり）

○4番（増田朝子君）

それから、あと条ごとでしょう。（「条ごとで」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

はい。

○4番（増田朝子君）続

条でよかですか。（「条で聞けばよかわけ、第4条のときに」と呼ぶ者あり）ほかの条でよかですね。（発言する者あり）1条ごとですか。（「1条から9条」と呼ぶ者あり）1条からでしょう。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後 2 時 18 分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

増田議員、何条についてということをお願いします。

○4番（増田朝子君）

条ごとですか。じゃなくてですか。

○議長（田口好秋君）

はい、条ごとでいいです。

○4番（増田朝子君）続

第1条からとか……（「順番にいったほうがよくなかね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

それでは、全体について、ほかにありませんか。山下議員。

○9番（山下芳郎君）

議運でも確認をいたしたわけでありますけれども、きょうは本会議で執行部同席でありますので、重ねて質問いたします。

おもてなし、非常に観光立市としては大事なことは理解いたすものですが、非常に定義としては難しい面もあると思っています。

そういった中で、市民及び関係団体への説明はどうされたのか。また、その相手さんの理解度の内容がわかりましたら報告をお願いします。

2点目が、条例の運用につきましては執行部がするわけですが、執行部への説明はどうされたのか、2点確認いたします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

市民への説明ということでございますけれども、嬉野温泉観光協会の方にお集まりいただいて、この条例の趣旨等を説明していただきました。その中には、商工会の会長も入っておられましたので、商工会の皆様方には商工会の会長からお伝えするというふうなことで、ある種、各種団体、全ての方を網羅できたんじゃないかなというふうに思っております。その中では、いわゆる先ほど質問があったように、市民憲章でもいいんじゃないかという意見もありましたけれども、逆にもっと縛りを強くしてもいいんじゃないかという意見もありました。全体としては、嬉野市の中でこういった条例ができるのはいいことだというふうな、全体的な雰囲気としてはそういったことでありました。

それと、もう一つは何やったですかね。（「執行部への説明」と呼ぶ者あり）

執行部の説明については、総務課並びにうれしの温泉観光課の課長をお招きして意見交換

を行いました。

○9番（山下芳郎君）

市民の説明の中でパブリックコメントがあるでしょう。それと、もう一つは、それ以外、それだけですかね、市民への説明は。もちろん関係団体はありますけれども、一般市民としては。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

班回覧によって、その条文については、その説明文ともに回っているというふうに思いますけど。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

はい、わかりました。そういったことで説明しているということですね。あと条で確認します。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今回のおもてなし条例について、全体的なことでお伺いしたいと思いますが、きょう説明をされた委員長報告の中で、紆余曲折あったというふうなことを感じております。

そこで、総務委員会全体でこういう議論をされておる中で、全体の議提というようなことにならんやったのかどうか、その点を1つと、そしてもう一つ、社会通念上、人間社会でおもてなしはもう当たり前のことです。その中であえて条例でくくるといのはいかなものかと私は思っております。

それで、もう一つは、宣言でもいいんじゃないかなというふうなことを考えております。

それで、2点ほどお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

委員会の中には、もう最初の走り出しは議会活性化特別委員会の中だったんですけども、その後、総務企画常任委員会の中での協議を重ねてきましたが、先ほど質問にもありましたように、内心の自由に抵触するのではないかという問題点が、そこだけがなかなか話の歩み寄りができないというふうなことで、最終的には有志議員での提案となっております。

それと、市民憲章にとどまってもいいんじゃないかなというふうなことなんですけれども、やはり条例としてしっかりと——市民憲章だとなかなか市民の皆さんに伝わらない部分もありますし、条例としてしっかりと書いておいたほうが認識のほうが強くなるんじゃないかなということで条例の提出に至っております。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

前回、総務委員会で一致というふうなことにならなかったというようなことですが、12月議会であえて出す必要があったのかという問題点が1つあります。新しく来期の体制の中でも、いろんな若い人も入ってくるだろうし、その部分にじっくり議論しながらでも遅くはなかったんじゃないかというふうなことを考えておりますけど、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

これは、今年の8月から始めたことでありまして、長い経過で、先ほど申し上げましたように、最終目標を6月議会というふうに思っておりましたけれども、今回の議会になってしまったんですけれども、新しい議会でもという御意見がありますが、そうすると、また新しいメンバーでまた最初からやり直しというふうな状況にもなりますし、ここまでやってきたので、もう一生懸命頑張って、私たちの任期の間に何とか提出をしたいということで今回の提出になっております。

それと、もう一つは何やったですかね。（「もう一つは、さっき言いよった——その2つやった、2点やった」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

確認をしたいと思いますが、まず、この条例の中に、おもてなしの心は今も受け継がれているというふうになっているんですけど、なぜ条例までつくってしなればならなかったのか、その必要性ですよ。

それから、先ほども言われましたけど、おもてなしの心を持ちましょうというのは、基本的人権の中の精神的自由権を侵してはならないということになっておりますけど、それには該当しないということですよ。それは1人の意見ですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

それから、この条例というのは、理念の条例でしょうか。

まず、この3点をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

まず最初に、法律の問題については、おっしゃるとおり、1人の方の御意見をお伺いしているところです。

それで、何であえて条例にするのかということになれば、先ほどからあるように、宣言でもいいんじゃないかというふうな話もあったわけなんですけれども、しかし、市民への周知というか、認識をする上においては、条例のほうがより効果的であるというふうなことで、条例の提出に至ったわけです。

3点目、もう一つ……（「理念」と呼ぶ者あり）これはもうあくまでも理念の条例だというふうに認識しております。（「実効性はないということですよね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

それでは、実効性のない条例をつくって、全く意味ないじゃないですか。と思いますけど、どう思いますか。

それから、いわゆるこの条例の審査マニュアルと、我々もらっていますよね。その中に、我々が守るべきものですよね。読んでみます。「憲法上、法律をもっても規制することができないとされている基本的人権については、条例をもって規制することはできない」と、ここにはっきり書いてあるんですよね。そしてまた、この地方議会人の11月号にも、「議員提案条例をめぐるうそ」というのがあるんですよね。こういったことを読んで私は言っているんですけど、あなたはどう思いますかね。

それと、いわゆるこのおもてなしの心を持ちましょうというのは、人というのは多様な価値観を持っているんですよね。また、生まれつきの性格というのものもあるわけですよね。それを均一的にこうしようと言えますか。私はとても言えませんが。

それとまた、こういった観光の情報発信ということであれば、これは別物ですよね、別に考えるものですよ。そして、こういった条例をつくって衰退するまちがないとすれば、全国どここの自治体でもやりますよね。お答えください。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

守るべき理念であって、守ることが義務づけられていないのであれば意味ないじゃないかとおっしゃられましたけれども、これをつくることによって、先ほどから申し上げるように、

市民の皆様方に再認識をしていただくというふうなことで、こういった条例の制定に提出をしたところでありまして、今までどうしても観光に携わる方だけだったのが、今後、市挙げて、いわゆる交流人口の増を求めていくのであれば、いろんな形の皆様方との意識の共有というんですかね、再度、もう一回皆様方でお客様を迎えましょうよということが浸透すればというふうな意味で、こういったことの提出をしているところでもあります。

今、法律、条例、その他のことを言われましたけれども、本当にそれが違反であるならば、全国いろんなところでおもてなし条例について制定されているんですけども、そういったところの訴訟その他あれば、私たちもその前で勉強したところなんですけど、今はそういったところもあっていないわけですので、そこら辺は深刻には考えていないところです。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

それから、こういった条例をつくって、もしおもてなしができないというようなことになれば、全員が全員、市民の方はおもてなしできないんですよ。これははっきりしていると思うんですよ。小さい子どもから高齢者までいますので。条例というのは属地主義ですよ。もし、おもてなしができないというふうになれば、こういうような条例というのは、すぐ条例を制定すれば、ひとり歩きするんですよ。ここに条例があるじゃないかと、なぜおもてなしができないのかというようなことにだってなるんですよ。そうなれば、クレマーの温床にだってなるんですよ。だから、私は条例化はだめだと、一番最初から言っているんです。

それと、嬉野市はやはり移住、定住を推進しているんですよ。市民の方、息苦しいと思いませんか、こういった何でもかんでも条例つくって、法律をつくって、ああしなさい、こうしなさいと、本当に言えますか。

それから、やはり市民の心ですよ。市民の心をコントロールするようなやり方は本当にいいんでしょうか。私は、とてもそういうことはできませんけど。条例は憲法が基本ですよ。憲法というのは、我々公務員が守るんですよ、義務があるんですよ。市民が守るんじゃないんですよ。こういうのをつくって市民を縛りつけるようなことは、もうやめてほしいと私は思うんですけど、いかがでしょう、もう最後ですよ。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

縛りつけるというふうな感覚をお持ちだと思いますけれども、私はこの条例が制定されることによって、市民の皆様方がいろんなボランティア活動をされている中において、この条例を生かしてもっともっとそういった交流人口の増のほうにつなげていただければというふうな思いでございまして、そこら辺については、私はそうは思っておりません。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、第1条から行きます。

第1条について、質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、第1条については終わります。

次に、第2条について質疑のある方。西村議員。

○16番（西村信夫君）

それでは、第2条の（定義）というところでお尋ねしたいと思いますが、「この条例において「おもてなし」とは、全ての人に心地よく過ごしていただくために、来訪者を温かく受け入れ、親しみの心を込めて接し、また、思いやりをもって振る舞うこと」ということを定義されておりますけど、思いやりを持って振る舞うことというのは、どういう理解していいのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

確固たるこういった事例というんじゃないんですけれども、やっぱり個人的な家のことを考えれば、お客様が来られれば、掃除をしたり、何だ、花を生けたりとか、そういったことがあると思いますけれども、それをまち全体でそういった心を持って何らかのことをしていただければなというふうな思いであります。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今のは、先ほど言ったように、社会通念上、お客様が来たら、やっぱりお掃除をしたり、花を生けたり、実は今現在、嬉野市としては、それぞれ職員たちが御苦労いただいて、そしてまた、市民ボランティアの方も御苦労いただいてやっていただいております。それをあえて重ねて、そういった条例を制定して強要するものかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

強要するというんではなくて再認識をしていただくというふうな意味で私は受け取っております。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

第2条については、ほかにないようですね。

次行きます。第3条について質疑を行います。山下議員。

○9番（山下芳郎君）

第3条と第5条の関連ですけれども、通しでよろしいですか。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○9番（山下芳郎君） 続

議会の立ち位置について確認ですけれども、（基本理念）の中に、「おもてなしは、市、議会及び市民等」というのが3回出てくるわけでありましてけれども、その中で議会なんですけれども、議会は、推進は市と市民であるべきでありということであります。

ここであえて、議会が表に出てくるべきものではないんじゃないかと思うわけでありまして。やっぱり市及び市民というのは理解するんですけれども、第5条に係りますけれども、これを議会を入れていることによって執行とか立案とか提案につながっているわけでありまして。そういった面では、あくまでも市民が推進して、そこに行政が関連を持っていくと、条例も含めてですね。ということで、議会を入れるとするならば、あくまでも評価とかチェックとか、本来の議会の内容ですね、条例の中に入れるとするならばそういった形にいくべきじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

あえて今回、議会の役割ということを入れましたのは、政策討論会の中でもそういった意見はありました。いわゆる議会基本条例の中にもうたっているのだからというふうな御意見だったわけなんですけれども、それは、一般的に見て市民の皆様方が議会の役割を、議会基本条例の中の役割を目に見えるところがないわけですので、あえてこの条例の中に市の役割として入れておるわけですし、そしてまた、これは議会としかできないことをしっかりと明確にしていくべきだろうというふうなことでありまして、また今後、議員提案のこういったものがあれば、そこら辺はその都度意見のやりとりをしながら議会に諮れということを書きしておくべきだろうということを入れております。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

あえて議会ということ意識して条例に入れるべきということはいかがなものかと。基本的には永続、継続していかにかいかわけですね。やっぱり主役は市民なんですよ。市民が表に出て、これに関係する観光協会とか諸団体がありますけど、そこで行政が横からサポ

ートする。行政はあくまでもそれを審査、評価というかな、していく立場にあるべきじゃないかろうかと。読書条例もそうだったですね、議会は入っておりません。

そういったことで、そうしないと、やっぱり市民の皆さんが、議会がしよっとやろうもんと、議会が立案したとやろうもんと、お任せ的な形になりはしないかというのが危惧なんです。やっぱり永続せにゃいかん、または高めていかにゃいかん、東京オリンピックも間近に控えています。そういった機運をやっぱり下からぐっと盛り上げていくためには、発議は議会でも構いませんけれども、それを盛り上げていくのは、やっぱり市民ないし市民団体、また、そこに行政がサポートするという立場が本来の形じゃないかと思います。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

先ほどから言っておりますように、（議会の役割）の一番最後のところ、「施策の積極的な立案及び提言に努めます。」という部分については、やはりもう議会でしかできないところだと思いますので、そこを明確に差し込んだというふうなところであります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。（「第4条でしょう」と呼ぶ者あり）今から第4条ですよ。（「今から4条」と呼ぶ者あり）

次に、第4条について質疑を行います。西村議員。

○16番（西村信夫君）

第4条について、（市の役割）ということでお尋ねしたいと思いますが、市は、前条に定める基本理念に基づいて、おもてなしに関する施策を講じるとともに、これを総合的に実施しなければならないということであらうと聞いておりますが、執行部にも聞いていいというふうなことです。おもてなしに関する施策を講じると。例えば、お客様がよそから嬉野市のほうに来られたというようなことで、うれしの温泉観光課としては、施策を講じなければならない。今も精いっぱいやっておられますけれども、この条例が制定されれば、さらにこれに重んじてしなければならないということですが、このあたりの捉え方はどう捉えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

施策を講じて総合的に実施しますということで、明文化されておりますけれども、今現在、イベント等を行っている、いろいろな事業の取り組みを行っていることもおもてなしと思っ

ております。また、そのイベントの中で、お茶であり、湯豆腐であり、そういったおもてなしも実際しておりますので、それもおもてなしとっております。もちろん、今現在やっているもの全てが大体おもてなしにつながっているということを思っておりますので、今後新たにいろいろな取り組みが必要ということであれば、再度取り組む必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

うれしの温泉観光課も前に立って、きちっとそういうふうな受け皿を策定しながら、お客様を接客しておると。接客、接遇については立派な取り組みじゃないかと思っております。その中で、あえてこの条例を制定した場合は、さらに加えるわけですけれども、これは当然今以上にしなければならないと思いますか。その点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

誘客をふやすためには、いろいろな施策が必要かと思っております。そういった中で、どういった施策が必要かについては、今後また検討しながら進めるべきだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

最後です。

市の役割が、この条例が制定された場合は、これは当然、財政措置が伴うわけですね。財政措置が伴うということは、各担当課においても、おもてなしに基づいて、いろんなお花を買ったり、いろんな道具を買ったり、受け皿をするためにはきちっと対応をしなければいけないということですが、財政措置を講じた場合、財政課としてはどういうふうに見解とられますか。3点です。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

お答えをいたします。

先ほどもうれしの温泉観光課長が答弁しましたとおり、既に今行っている事業についても、

おもてなしの心で対応しているということでございます。新たにそういった財政負担が出てくるような事業ということになれば、それまでの既存の事業を優先順位をつけていただいて各課から上げていただくと。その中で、財政課で予算をつけるという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山下議員。

○9番（山下芳郎君）

市の役割につきまして、はっきり言って、担当部署、本当、皆さん全部共有と思うんですね、やっぱり市民への対応というのがベースになっていますので。どの業務についても、やっぱりおもてなしがついてくると思うんです。しかし、一行政としては担当を決めにかいかんと。今、この条例を見た中で、執行部としてどの部分が主務的に担当なさいますか。それを執行部にどういった形で広げる、展開をなさる用意がありますか。（発言する者あり）いや、執行部です。市長、どちら、どこの部署が主務的に担当と思われませんか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

お答えしたいのはやまやまですけど、まだ審議中ですので、何とも私からは言えませんけど。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

条例がはっきりいって可決することで提案者は上げていると思うんですけども、そうなりますと、執行されます。そうしますと、当然、市長を含めて執行部がそれを関係諸団体と協議をしながら進めていくと。もちろん性急にすることはないかもしれませんが、いずれにしろ、予算化をしながら、どういった利用をしていくということになっていきますので、市長は今、答弁を控えられたんですけども、それを見据えながら、これ、条例化、もちろん執行部に案が来ているわけだから、そこら辺を見据えて執行部も動いておられるのかなど想像をしていたんですけども。副市長、今の市長の答弁を受けてどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

一応、提案の趣旨が、きょう説明をいただきましたので、そこまでの配慮はまだやっていないんじゃないかならうかと思えます。ただ、これは全てに見ますと、おもてなし条例ですから、どこが担当部署というのは果たしてあり得るかなという感覚を私はずっと思っているんですけども、市の責務があれば、当然、皆さんでやるべきだろうと思えますので、そういう意味での取り扱いすると、果たしてどこがいいのかなというのが非常にはっきり私はちょっとわからないんですけど。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

副市長ですよ、確かに関連は全部ありますよね。しかし、決めにゃいかんわけですよ、決めにゃいかんわけですよ。だから、今見ているということですけど、その案として上がってきたはずですよ。もう半月ほど前か知りませんが、上がってきているはずですよ。それを見据えながら、執行部で、幹部で、そこら辺を協議なさったんじゃないんですか、それはきょうが初めてですか。じゃ、決められないということが筋なのか、言えないのかどうか、その辺確認します。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

今おっしゃっていることは、実際、仮に置きかえてお話をいたしますと、このおもてなし条例が議決になられたら、結局こういうことをやりたいというのは、市長が専決でされるのか、もしくは担当課でその事例が出てきたとき、初めて動くものじゃないかと思いましたので、ちょっと私のほうは今のところわからないということの答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

先ほどこの条例というのは実効性はないということだったんですけど、ここには、「施策を講じ、これを総合的に実施します。」と、これはどういうことですかね。してもせじもよかわけでしょう。実効性がないんだったら、する必要ないですよ。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

先ほどから申し上げておりますように、強制力はないんですけれども、例えば市民の皆様方がボランティアで何かされるとか、地域で何をされるかとか、そういった中において、この条例に当てはまるものがあれば、市の施策としてしていただければというふうなことでこういうふうなことになっているところです。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ちょっと教えていただきたいんですけど、その市の役割という部分に入るのかなと思うんですけど、先ほどこれを実際執行した場合に、財政措置というのがここに項目ないんですけども、この財政措置については、これがなくても財政措置できるのかどうか、この点についてだけお伺いしたいと思います。ごめんなさい、市の役割としての執行部に。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

お答えをいたします。

先ほども答弁しましたとおり、新たに財源負担が出てくるような事業の提案が各課からあった場合は、今行っている事業の内容を精査していただきまして、一応、財源にも枠といたしますか、限度がございますので、そちらの範囲内での優先順位を決めていただいて実施するようになるかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ということは、この条例の中に財政措置という項目は別に入れなくても大丈夫ということに理解してよろしいということでしょうか。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（三根竹久君）

お答えをいたします。

今言いましたとおり、財源の裏づけまで条例のほうで定めるのはどうかなと思いますけれども、今ある事業の見直しによって各課からの事業の提案があれば、それに、全体的な財源の中で行っていくということによろしいかと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。

次に、第5条について。山口要議員。

○17番（山口 要君）

政策討論会のときに申し上げればよかったんですけども、もう後で気づいたものですか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

第5条の中で、第4条の施策を講じるという意味はわかりますけれども、第5条において、「施策の積極的な立案及び提言」ということは、これは施策じゃなくして政策ではないかなと。要するに施策というのは、政策があつて、それを施すことが施策なんですよね。提案、立案というのは、あくまでも政策なんですよ。だから、施策の立案、提言という、この文言はちょっとおかしいんではないかなという気がいたしました。もう本当、政策討論会で申し上げればよかったんですけど、後で気づいたものですから、今申し上げているわけなんです。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

言われることはごもっともかと。今言われて、そういうふうにいるところなんですけれども、これはどうなるとかな。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

だから、これがこのまま条文として残っていくと、明記されると、非常におかしい条文になってしまうんですね。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後2時54分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

議案質疑の途中ですが、ここで15時10分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

先ほど嬉野市おもてなし条例第5条について、山口要議員から質問がありました。

発議者、辻浩一議員の答弁をお願いします。

○6番（辻 浩一君）

先ほど施策の部分が政策ではないかというふうな御指摘がありましたけれども、政策という大きなくくりの中の小さな施策だということでの立案ということで御理解いただければと思います。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

日本語が非常に難しいところなので、ただ、政策というのは、政治上の方針とそれを実行するための手段ということですよ。施策というのは、行政機関等が政策や対策を立てて実施することという、これが日本語の本来の意味なんです。だから、そういう面で申し上げたわけなんですけれども、お答えして、それ以上がなかったら、もう私はこれでやめますけれども。

○議長（田口好秋君）

ほかに、この第5条についてありませんか。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

第5条の、この（議会の役割）についてちょっとお尋ねいたします。

先ほどからいろいろ議論をお伺いしています。全会一致ということがなかなか厳しいなということをちょっと感じておりますけど、今回、条例を制定されるまでには、昨年8月から最初、議会活性化特別委員会、さらに総務企画常任委員会、それから総務企画常任委員会小委員会、そして有志という形でずっと来ておられますけど、前回、委員会報告の中で、三重県尾鷲市と滋賀県甲賀市、視察に行かれて、その条例を参考にされたと思いますけど、多分、議員全会一致で制定されたとお伺いしております。今回、いろんな意見が出ておりますけど、なかなかそういうところが厳しい中で、議会の役割というのを入れるのはいかがなものかというところが、全会一致なら問題ないでしょうけど、その辺のところは私もいかがなものかと思うところが1点と、今回、この条例を上程されるまでにこの1年間以上、時間をかけて討論されたことには敬意を表しますけど、今回は、もう来月には私たち改選を迎えております。私も、もう次期はいないかもわかりませんので、また新しい方が入ってこられたら、その方たちを交えて新しくそういう意見も一から始めるのもどうかという意見を述べられましたけど、それはそれで、これまで積み重ねたことにあわせて、新しい方の意見を取り入れてまた案をつくり直すというのも一つの手じゃないかと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか、2点お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

先ほども御質問がありましたけれども、いわゆる第5条、（議会の役割）については、なかなか以前の討論会の中にも出てきましたように、議会基本条例に明記されているところだから、あえてそれを載せなくてもいいのではないかという御提案があったわけなんですけれども、それは市民の方にはなかなか見えない部分ですので、あえてここを入れさせていただいたということでもあります。

それと、次期改選後にというふうなことでございますけれども、やはりここまで1年近くやってきましたので、ぜひとも私たちの思いとしては、今議会での条例制定、可決することを願って提出しているところであります。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に第6条、（市民等の役割）について質疑を行います。ありませんか。増田議員。

○4番（増田朝子君）

第6条の（市民等の役割）についてお尋ねします。

これは執行部の方にお尋ねしますが、教育長にお尋ねします。

この中で、「市民等は、おもてなしのまちづくりの担い手であることを心掛け、来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場でおもてなしに努めるものとします。」とありますけれども、この学校というところとおもてなしの心というのは、道德であって、その環境によって育ってくるものであると思います。法律までというか、条例までつくって押しつけるものではないと思いますし、また、地域、職場、学校のあらゆる場でもありますけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思いますけれども、私ども教育委員会では、今、心豊かでたくましい子どもの育成ということで取り組んでおりまして、特に生きる力の部分を、いわゆる知・徳・体のバランスよく行いながら取り組みをしていきたいというふうに思っております。

そういうことからすれば、ここに学校等という、学校をうたっておりますけれども、この部分でももう少し具体的にいくなれば、おもてなしの心とはどういう心であるのか、どういう心を指していらっしゃるのかということもちょっと気になるころではございますけれども、趣旨あたりから見ますと、思いやりとか、親しみとか、温かい心とか、そういうものが心であろうと思いますので、教育全般でしております。現状もしておりますので、その継承をしていくことでいいのかなということを思っているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、御答弁いただきましたけれども、本当に学校の現場でも、この道徳というのは、本当に子どもたちの心が自発的に行動をしてもらうためのいろんな環境を整えてあげたりとか、教師の方たちとか周りの方たちがいろんな言葉かけによって、本人の子どもたちが、本当に自発的におもてなしの心を持つというのが本来のおもてなし、道徳と思うんですけれども、これをあえて条例化ということに対してはどうお考えでしょうか、教育長。

○議長（田口好秋君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

特にここで条例化をあえてということについているようなものじゃないかと思えますけれども、今、審議中でございますので、学校としては、学校現場を預かっている私としては、現状のまま続けていっていいのではないかなというふうに思っておるところでございますので、ここで是が非とも成立をしてほしいとか、必要ないですよとかいうのは、あえて申し上げない段階でお答えをしたいと思えます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。西村議員。

○16番（西村信夫君）

最後、第6条についてお尋ねしますが、（市民等の役割）ということですが、総務企画部長にお尋ねしたいと思えますが、いよいよこれは最終段階の方向で今議論されております。最終日に可決、否決と、どうなるかわからんわけですけれども、議会の雰囲気の中では、全会一致はほぼ無理だろうと思う。その中で、この条例が可決された場合は、やっぱり市民にかかわる問題であるから、歯の欠けたように、議会は半分賛成やった、半分反対やったというて、この条例の重きはあるかどうか、その点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

当然、この条例が議決された場合については、それを（市の役割）とありますように実行していくものだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

条例可決すれば、それは実行するのは当然であって、条例の可決する段階に応じて、議会として、議長を除く17人が全部これは行こうということになったら大手を振ってやりましようと言うけれども、やはり厳しい部分があるということを捉えたらどうだろうかというふうなことで、この条例、議会広報に載るもんね、黒丸、白丸が。この議会広報に載って、あら、条例制定ばしたけれども、半分近くは反対やったやないかと。それはわからんけれども、それはそういうふうな捉え方もないでもないわけですから、そのあたりをもう一回お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

その結果はいろいろあろうかと思えます。その上で、当然、議会だより等でもそういうふうな広報をされますので、そこは市民の皆様が受け取られると思っております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、このおもてなし条例についての……（「第6条以下の附則のことでよろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。山下議員。

○9番（山下芳郎君）

附則の分ですけれども、「この条例は、公布の日から施行します。」ということで、このおもてなし条例そのものが説明がありましたように、ですます調ということで、やわらかく表現をなさっておられます。

その中で一番下の附則ですけれども、条例として、「施行します」じゃなしに「施行する」という形で言い切ったほうがいいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういった文調にしておりますので、あえてそういう文体で最後も締めくくって……

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

いや、本文はそれでいいんだけど、これはあくまでも条例としてありますので、条例として、これとは関係なしに、全部全て「する」となっていますので、これは「する」ですべきじゃないかということの質問です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

討論会の席でこういうふうにしてはどうかということだったので、こういうふうに書いているところがあります。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、発議第7号についての質疑を終わります。

次に、発議第8号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。田中政司議会運営委員長、登壇してください。

それでは、ここからは通告書なしでの質疑を行います。これは、全体で3回まででよろしくお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようです。これで発議第8号の質疑を終わります。

次に、発議第9号 道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書についての質疑を行います。大島恒典産業建設常任委員長、登壇をお願いします。

それでは、これも通告書なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで発議第9号の質疑を終わります。

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、あす12月14日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、14日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月14日は休会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも大変皆さんお疲れさまでございました。

午後3時24分 散会